

第7期中標津町総合計画 後期基本計画（案）

令和7年9月

中標津町

空白頁

【目次】

第IV編 前期基本計画

第1章 つながりが未来を築くまちづくり

1 協働のまちづくりの推進.....	10
2 国際化、地域間交流の促進.....	12
3 北方領土対策の推進.....	14
4 人権の尊重と男女共同参画社会の形成.....	16
5 安定した行政経営の推進.....	18
6 情報化の推進.....	20

第2章 安心と生きがいを感じるまちづくり

1 子育て支援の充実.....	24
2 高齢者福祉の充実.....	26
3 障がい者福祉の充実.....	28
4 地域福祉の充実.....	30
5 健康づくりの推進.....	32
6 地域医療の充実.....	34
7 社会保障の充実.....	36

第3章 産業の力みなぎるまちづくり

1 農業の振興.....	40
2 林業の振興.....	42
3 商工業の振興.....	44
4 観光の振興.....	46
5 6次産業化の推進.....	48
6 雇用対策の推進.....	50

第4章 住みやすいまちづくり

1	計画的な土地利用の推進.....	54
2	景観形成の推進.....	56
3	道路・交通網の充実.....	58
4	住環境の充実.....	60
5	消防・防災・減災の充実.....	62
6	安全な生活環境の確保.....	64
7	環境保全の推進.....	66
8	衛生環境の充実.....	68
9	上・下水道の充実.....	70

第5章 郷土愛あふれるまちづくり

1	学校教育の充実.....	74
2	生涯学習の推進.....	77
3	スポーツの振興.....	79
4	地域文化の振興.....	81

空白頁

第IV編

後期基本計画

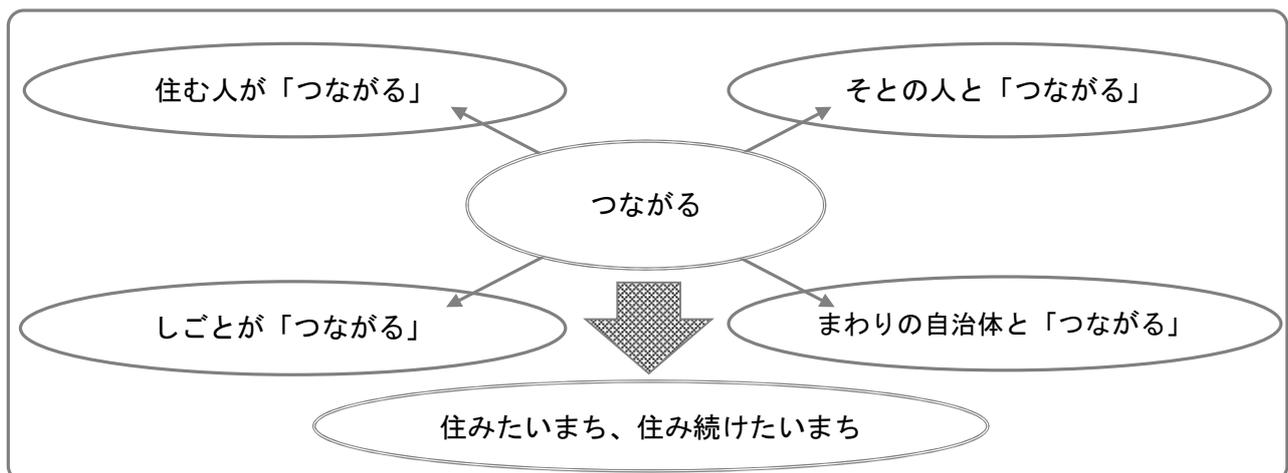
1 まちの将来像

【将来像】

空とみどりが人をつないでいくまち 中標津

～住みたいまち 住み続けたいまち～

道東の空の玄関口である中標津空港を有する広域的な拠点性をはじめ、酪農を中心とした第1次産業、豊かな自然環境、これらを活かしながら「町民」「団体」「企業」「行政」がつながることにより、町の活気や支え合い、新たな価値の創造などにつなげ「住みたいまち、住み続けたいまち」に向かっていくことを目指します。



2 まちづくりの目標

(1) 基本目標

まちづくりの基本理念と将来像に基づき、新たなまちづくりの基本目標（5つの分野）を以下のとおり定めます。

基本目標1 つながりが未来を築くまちづくり

町民と行政の対話による協働を推進し、互いのつながりを強めることにより、多様化・専門性が進む課題に対応するまちづくりを進めます。

また、多くの人々の関わり・交流することを推進するとともに、行政ニーズに適切に対応できる安定した行政運営に努めます。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 協働のまちづくりの推進 | (4) 人権の尊重と男女共同参画社会の形成 |
| (2) 国際化、地域間交流の促進 | (5) 安定した行政経営の推進 |
| (3) 北方領土対策の推進 | (6) 情報化の推進 |

基本目標2 安心と生きがいを感じるまちづくり

誰もが地域に参加し、互いに支え合い、助け合うことを推進し、全ての町民が地域で安心して生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、すべての町民が健康で安心して暮らせるよう、保健・地域医療体制の整ったまちづくりを進めます。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 子育て支援の充実 | (5) 健康づくりの推進 |
| (2) 高齢者福祉の充実 | (6) 地域医療の充実 |
| (3) 障がい者福祉の充実 | (7) 社会保障の充実 |
| (4) 地域福祉の充実 | |

基本目標3 産業の力みなぎるまちづくり

基幹産業である農業の生産基盤の維持・強化と、森林資源の保全・活用、酪農景観を守り活かす取り組みを推進します。

また、6次産業化^{*}の推進や、商工業の維持拡大と企業誘致、広域観光施策を展開するとともに、雇用の場の確保や働き手不足の解消に取り組み、産業の活性化を図ります。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 農業の振興 | (4) 観光の振興 |
| (2) 林業の振興 | (5) 6次産業化の推進 |
| (3) 商工業の振興 | (6) 雇用対策の推進 |

^{*}6次産業化 農林業者（1次産業）が、農産物などの生産物の価値を上げるため、農畜産物・林産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって1次産業を活性化させること。

基本目標4 住みやすいまちづくり

住みやすく、利便性の高いコンパクトなまちを目指すとともに、豊かな自然や景観を守り、誰もが住みたいと思えるまちづくりを進めます。

また、自助・共助・公助の連携による災害に強いまちづくりを進めます。

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 計画的な土地利用の推進 | (6) 安全な生活環境の確保 |
| (2) 景観形成の推進 | (7) 環境保全の推進 |
| (3) 道路・交通網の充実 | (8) 衛生環境の充実 |
| (4) 住環境の充実 | (9) 上・下水道の充実 |
| (5) 消防・防災・減災の充実 | |

基本目標5 郷土愛あふれるまちづくり

誰もが郷土に愛着を持ち、残りたい・帰ってきたいと思えるまちづくりを進め、地域とのつながりを深めた学校教育の充実や、スポーツ・文化芸術活動の普及・交流、文化財の保存・活用を図ります。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 学校教育の充実 | (3) スポーツの振興 |
| (2) 生涯学習の推進 | (4) 地域文化の振興 |

(2) 横断的な目標「つながる」

基本目標の各分野すべてに共通して取り組むべき目標として、横断的な目標（4目標）を設定します。横断的な目標は、まちづくりの4つの基本理念を具体的な目標として体系づけたものです。

横断的目標1 町民・団体・企業・行政の協働

町民・団体・企業・行政など、あらゆる主体が対話・連携し、互いに補い合う協働のまちづくりを進めます。

横断的目標2 関係人口・交流人口の拡大

より多くの人が集まり、関わり、交流する賑わいのあるまちづくりを進めます。

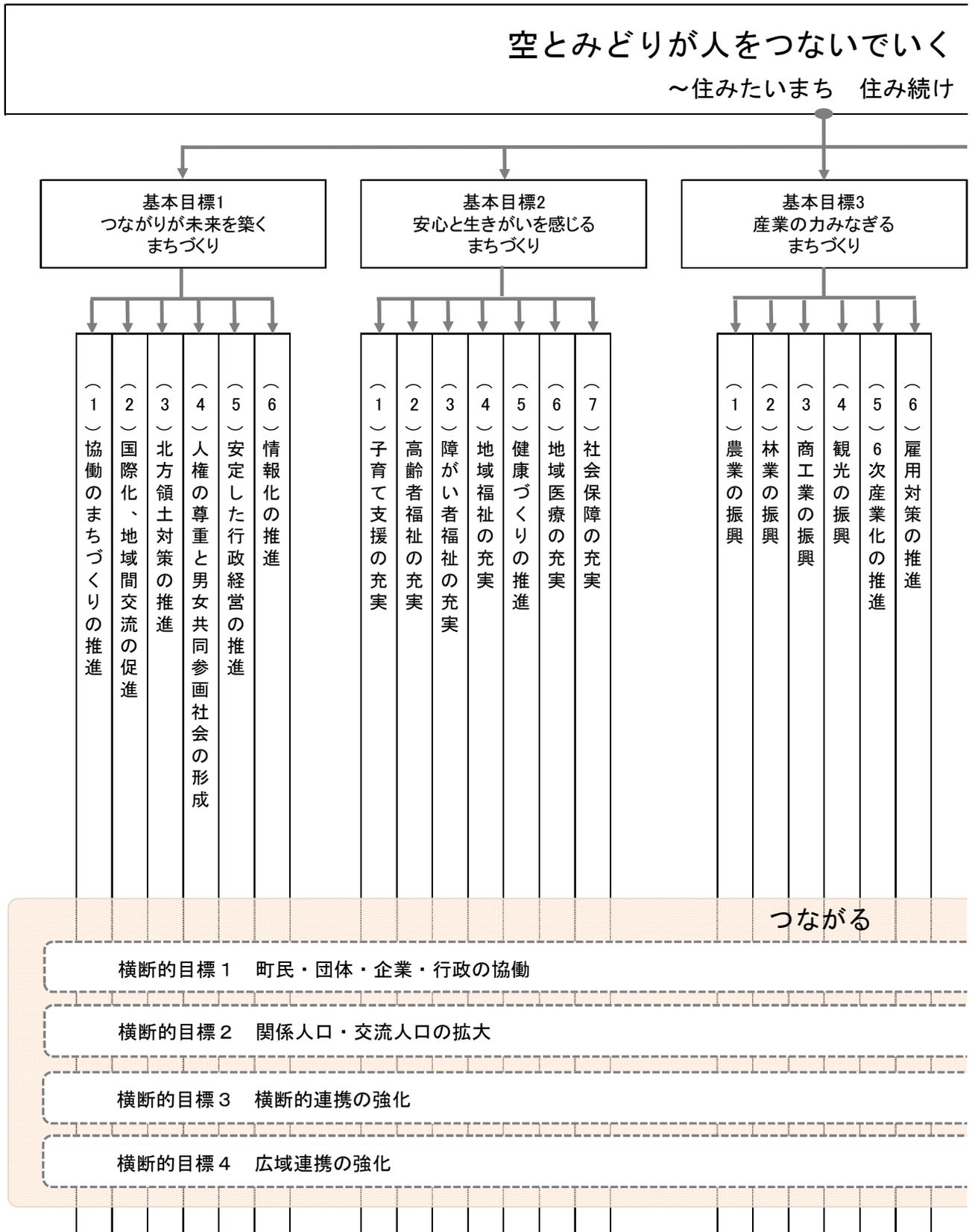
横断的目標3 横断的連携の強化

あらゆる主体や行政組織がそれぞれの分野・固定概念に縛られず、垣根を超えた効果的・効率的な連携により町の活性化につながるまちづくりを進めます。

横断的目標4 広域連携の強化

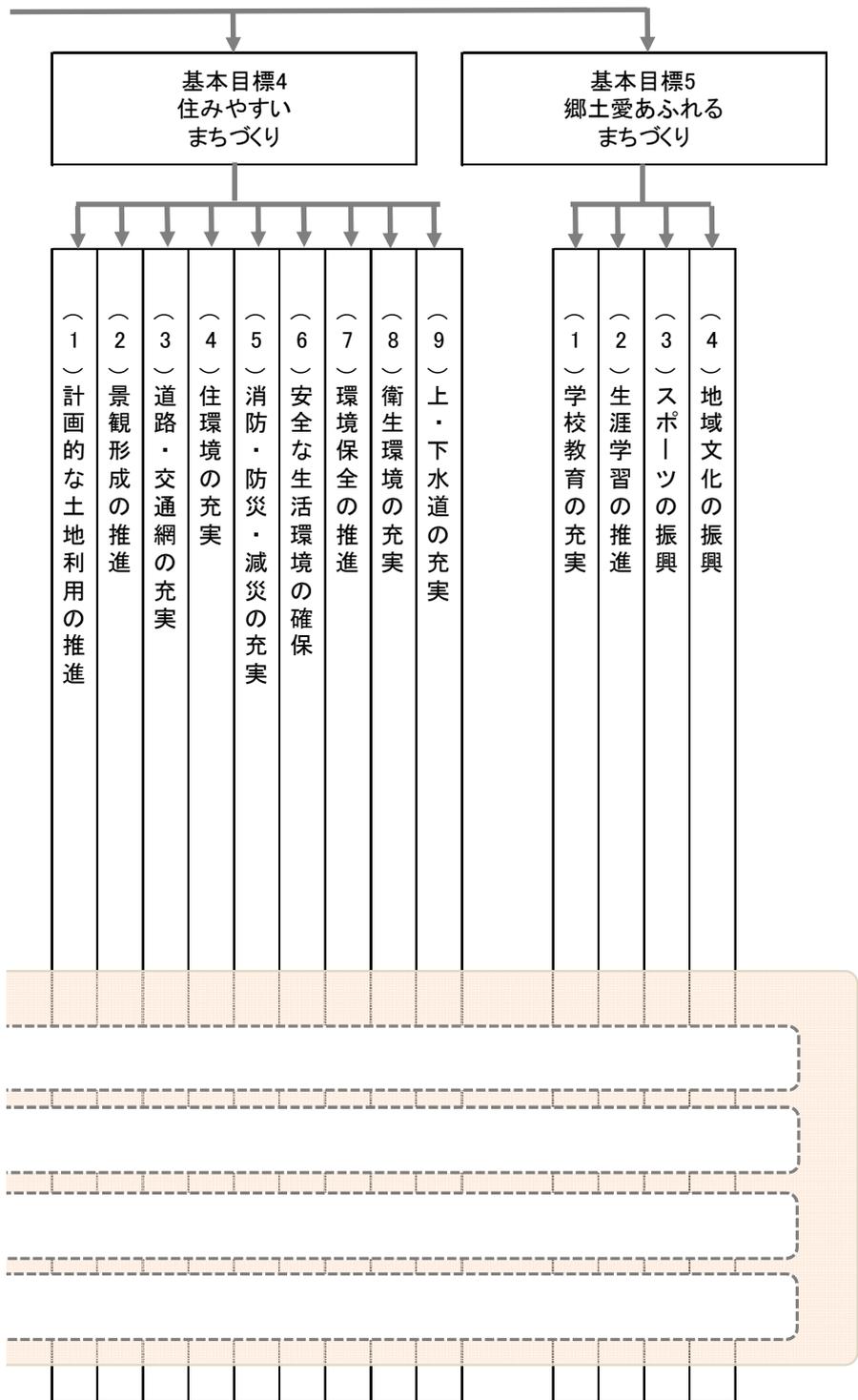
本町の枠を超えて、近隣自治体の各主体や行政組織とのあらゆる広域連携を強化し、広域的な活性化や、町単独では対応できない課題へ対応するまちづくりを進めます。

【施策体系図】



まち 中標津

たいまち～



まちの将来像「空とみどりが人をつないでいくまち 中標津く住みたいまち 住み続けたいまち」に向かって、5つの基本目標とそれに紐づく32の施策項目に取り組んでいくとともに、その全てに共通する目標として、4つの横断的な目標「つながる」を設定。

第7期中標津町総合計画は、この2つの軸の目標を掛け合わせることで、まちづくりを推進していきます。

空白頁

第1章

つながりが未来を築くまちづくり

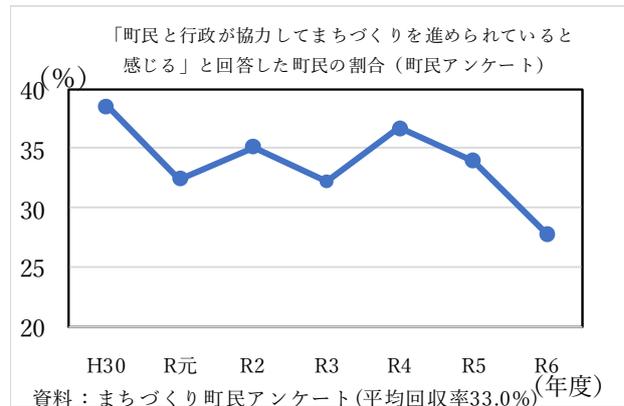
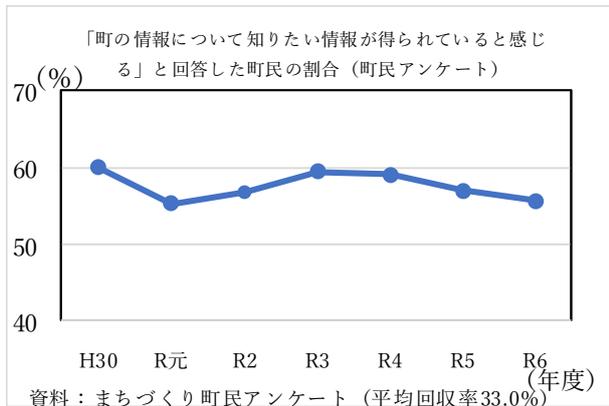
1 協働のまちづくりの推進

【現状と課題】

国全体において少子高齢化や人口減少が急速に進む中、本町が活力を維持していくためには、町民や団体・企業と行政が互いに支え合う協働の取り組みが、幅広い分野において、今後ますます必要となります。本町では、平成24年に町民主体の自治実現の最高規範として、中標津町自治基本条例を制定し、町民と行政との対話の場にファシリテーターを積極的に活用する等、対話による協働のまちづくりを推進してきました。しかし、現状「町民と行政が協力したまちづくりを進めている」と感じる町民は3割程度であり、より多くの町民に条例を理解いただくとともに、町民のまちづくり活動への参画を推進し、協働に向けた取り組みを強化していく必要があります。

また、協働のまちづくりを進めるためには、地域コミュニティ組織など、連携の地盤となる日ごろからの多様な繋がりが重要となります。その中でも町内会は、地域の総意を代表する組織として、また、地域コミュニティ組織として、町民主体の自治の実現に向けて重要な組織ですが、近年、加入率が3割程度となるなど、加入者の減少による機能低下が大きな課題となっています。今後は、町内会の加入促進と合わせ、時代のニーズに即した行政と町内会における連携のあり方を整理し、行政と、町民・団体・企業、町外在住の方を含めた連携の体制づくりを進め、地域コミュニティを築いていく必要があります。

さらに、町民の視点に立った行政からの情報発信と、デジタルコンテンツを活用した分かりやすい情報提供により、町民や各種団体・企業が自ら情報を取得する意識を高め、自治基本条例の基本原則である町民と行政の「情報共有」を強化する必要があります。



【目指す姿】

自治の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」が浸透し、町民や団体・企業と行政が互いに協力し支え合う、町民主体のまちづくりを目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
町の情報について、知りたい情報が得られていると感じる町民の割合	%	56.8	55.7	70.0
町民と行政が協力してまちづくりを進められていると感じている町民の割合	%	35.1	27.8	50.0

【主要施策】



(1) 中標津町自治基本条例の推進

- ①町民が主体の自治を実現することを基本理念とする「中標津町自治基本条例」を推進し、住民の自治意識を高めます。
- ②条例の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」の実施状況を把握し進行管理を行い、必要に応じ見直しを行います。

(2) 町民のまちづくりへの参画の推進

- ①町民のまちづくりの参画推進のため、町民が気軽に参加できるような場の創出や、対話による協働のまちづくりの推進、パブリックコメント*の活用などを推進します。
- ②条例の制定など、まちづくりに関する情報について積極的に発信し、行政への理解の促進と町民のまちづくりへの参加意識を高めます。

(3) 人材・団体の育成と連携の推進

- ①各分野における人材の育成や町民の新たな取り組みなど、自主的な活動を支援します。
- ②町民活動団体へ情報提供を行うなどの活動支援を推進します。
- ③町内外の人や団体・企業・自治体間の連携についての体制づくりを進めます。

(4) わかりやすい情報発信の推進

- ①個人情報保護に留意した情報公開制度の適切な運用に努めるとともに、受け取る側の関心や視点に立った、わかりやすい情報発信に努めます。
- ②動画配信等、多様なメディアを活用した効果的な情報発信に努めます。
- ③情報を受け取る側の町民や団体・企業等が自ら取得する意識の醸成を図ります。

(5) 自治・コミュニティ活動の推進

- ①町内会への加入促進と合わせて、時代のニーズに即した行政と町内会における連携のあり方を整理し、地域の総意を代表する組織としての強化を図ります。
- ②人々の交流を通して地域コミュニティを育成します。
- ③町民自ら取り組むまちづくり活動を支援し、ともに支え合い助け合う地域コミュニティの活性化を図ります。

〔みんなの行動目標〕

- 町の広報紙など町政に関する情報を自ら取得することを心がけましょう。
- パブリックコメント制度、町民アンケート、まちづくりを考える懇談会などを通して、まちづくりに関わりましょう。
- 公募される審議会や委員会に積極的に参加しましょう。
- 町内で開催されるイベントや清掃活動などの社会貢献活動に積極的に参加しましょう。
- 住んでいる地域に関心を持ちましょう。
- 町内会や町民活動団体などの活動に積極的に参加しましょう。
- 町内会への積極的な加入・加入促進に努めましょう。
- 地域でのコミュニティ施設（町内会館・児童館など）を積極的に利用しましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
—	—

*パブリックコメント 公的な機関が計画などを策定する際に、事前に町民に広く意見などを求める手続き。町民意見募集制度。

2 国際化、地域間交流の促進

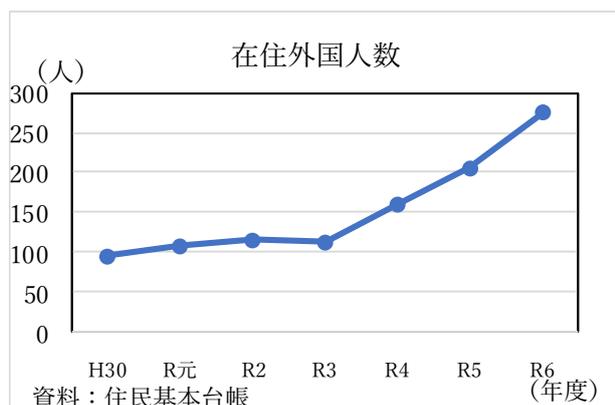
【現状と課題】

国全体において在留外国人が増加の一途をたどる中、本町においても、特定技能外国人をはじめ、技能実習生や留学生など、多様な在留資格の外国人が居住しており、国際化や多文化共生^{*1}に向けた町民の意識醸成の必要性が高まっています。同時に、本町で生活する外国人が慣れない土地で安心・安全に生活するための支援も必要です。

また、人口減少社会において本町が活性化していくためには、本町の強みである人が集まる拠点性を高め、人を呼び込み、関わり、交流する（関係人口^{*2}・交流人口の創出）取り組みを強化するとともに、地域おこし協力隊や町内外の企業・団体、大学・専門学校等の高等教育機関、これからの時代を担っていく若者等、多様な主体が交流・連携しまちづくりに関わっていくことが重要です。

本町では、「お試し暮らし」などの移住施策のほか、「テレワーク誘致事業」など、二地域居住を促進する事業も展開していますが、利用者の増加に向けては、地域の魅力を含めた情報の発信が課題となっています。

あわせて、友好都市である川崎市や東京・札幌のふるさと会等との相互交流・民間の地域間交流の促進も必要となっています。



【目指す姿】

国籍を問わず、すべての町民が互いの文化や価値観を認め合う多文化共生の考えを持つとともに、多くの人や企業・団体等が関わり、訪れ、交流することで活性化するまちを目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
国際交流、地域間交流が行われていると感じる町民の割合	%	—	29.3	30.0
移住促進事業による移住世帯（累計）	世帯	12	13	16
在住外国人数	人	116	275	500
20代人口の転入超過（日本人）	人/年	10	-42	12

【主要施策】

つながる



(1) 国際交流、多文化共生社会の実現

- ①国際化に向けた環境整備を推進します。
- ②多文化共生社会の実現に向けた外国人住民の支援や交流活動等を推進します。

(2) 外国人材の誘致

- ①地域の課題解決、活性化を図るため、中標津町の認知度を高め、多様な外国人材の誘致を推進します。

(3) 関係人口・交流人口の拡大

- ①ふるさと会をはじめ、町外に居住する町出身者との交流を深めます。
- ②地域資源を有効活用し、移住を視野に入れた関係人口・交流人口の創出に努めます。

(4) 多様な主体の交流・連携による地域活性化の推進

- ①地域おこし協力隊制度の活用や町内外の企業・団体等との連携により、地域の課題解決や活性化を図ります。
- ②大学・専門学校等の高等教育機関や大学生等との交流・連携により、専門的知見や若者目線を活かした地域活性化を目指します。
- ③町内外の若者の交流を促進するとともに、一度町を離れた若者が戻ってきたいと思えるよう町への愛着を深める取り組みや若者の挑戦を後押しする仕組みの構築を進め、若者に選ばれるまちを目指します。

(5) 中標津町の拠点性を高める複合型交流施設の整備検討

- ①周辺の観光地と連動した関係人口・交流人口の拡大や地域活性化を目指し、道の駅的機能・交通・コミュニティ等の機能を備えた複合型交流施設の整備を検討します。

【みんなの行動目標】

- 国際交流や地域間交流のイベントに積極的に参加しましょう。
- 若者の取り組みを応援しましょう。
- 若者の意見を積極的に取り入れましょう。

【関連する主な計画】

計画名	計画期間
第3期中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

※1 多文化共生 国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

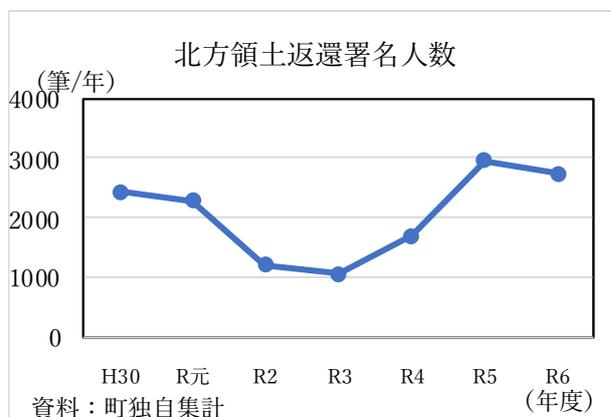
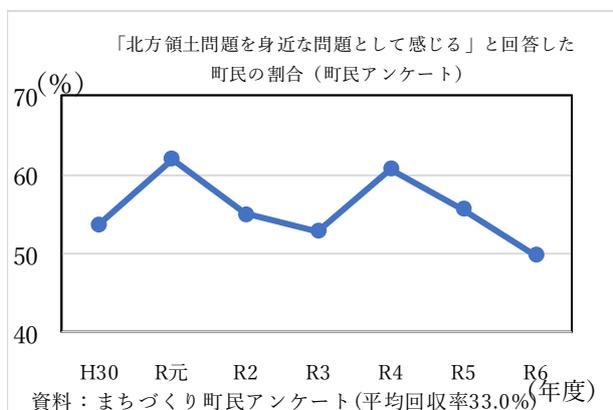
※2 関係人口 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。

3 北方領土対策の推進

【現状と課題】

北方領土返還要求運動は、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻以降、平和条約締結交渉は中断し、四島交流事業に係る合意の効力を一方的に停止されるなど、戦後80年が過ぎた現在、日ロ関係は極めて厳しい状況が続いており、元島民の高齢化及び事態の長期化に伴う北方領土問題への関心の低下が懸念されます。

本町ではこれまで、国、道、関係団体との連携のもと、北方領土返還要求運動に対する国民世論の喚起・高揚をはじめ、根室管内1市4町で組織する「北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会」での啓発活動、返還要求署名活動などを行ってきました。今後も隣接地域が一体となり、北方墓参をはじめとする交流事業の再開を見据え、返還運動への意識喚起、後継者の育成など、領土問題の解決に向けた取り組みの継続が必要となっています。



【目指す姿】

国や北海道、関係団体及び北方領土隣接地域と連携し、返還運動の推進と世論の喚起及び後継者の育成に努め、北方領土の早期復帰を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
北方領土問題を身近な問題として感じている町民の割合	%	55.0	49.9	70.0
北方領土返還署名筆数	筆/年	1,208	2,730	3,000

【主要施策】

つながる



(1) 北方領土対策の推進

- ①返還に向けての喚起運動を継続的に推進し、返還運動の後継者育成、返還運動団体などへの支援を図ります。
- ②北方領土問題の学習機会の充実を図り、住民意識の高揚を推進します。
- ③北方四島交流事業*及び医療支援などの北方四島との交流の再開を見据え、返還運動の機運の醸成に努めるとともに、四島交流再開後には早期返還に向けた交流事業を推進します。

〔みんなの行動目標〕

- 北方領土問題への関心を持ちましょう。
- 交流事業などへの応援・参加をしましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
—	—

*北方四島交流事業 領土問題の解決までの間、相互理解の促進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的に、日本国民と北方四島に居住するロシア人との相互交流を行う事業（ビザなし交流など）

4 人権の尊重と男女共同参画社会の形成

【現状と課題】

人権とは、人間の尊厳に基づいて誰もが持っている基本的な権利であり、社会において幸福な生活を営むためのものです。

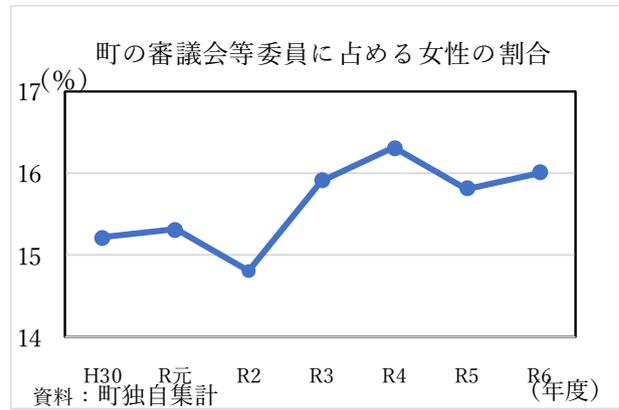
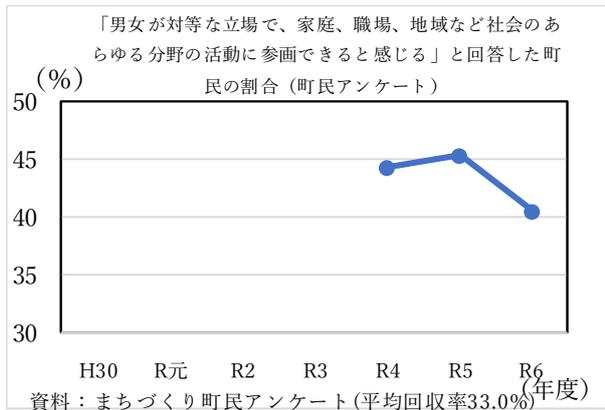
近年は、世界的に様々な偏見や差別、インターネットを悪用した人権侵害など、人権問題が複雑化しており、人権意識を育むための教育・啓発活動が求められています。

また、性別による固定的な役割分担意識などを改め、男女が対等な立場で、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画し、互いの個性と能力を十分に発揮できる社会に向けた環境づくりが必要です。

合わせて、人権や多様性の尊重のため、同性同士のカップルについて、自治体の裁量において様々なサービスを受けられる「パートナーシップ制度」の導入が各地で広がっており、本町においても、制度導入の検討が必要です。

本町では、これまで人権啓発や、人権の花運動、人権相談などを実施し、一人ひとりの人権意識を高め人権への理解を深めてもらう活動を行ってきました。また、男女共同参画の理解が、町民・団体・企業に浸透するよう情報提供を図っていますが、「男女が対等な立場で、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画できる」と感じる町民は4割程度となっています。

今後は、これらの取り組みを継続することに加えて、女性の社会参加を、より一層推進していく必要があります。



【目指す姿】

人権の尊重と男女共同参画が浸透するとともに、ジェンダー※の平等が図られ、誰もが幸福な生活を営むことができる社会を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
男女が対等な立場で、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画できると感じる町民の割合	%	—	40.4	50.0
町の審議会等委員に占める女性の割合	%	14.8	16.0	40.0

【主要施策】



(1) 人権教育、人権啓発の推進

- ①心の問題としてあらゆる差別解消に向け、人権教育、人権啓発を推進します。
- ②人権や多様性の尊重のため、「パートナーシップ制度」の導入を検討します。

(2) 男女共同参画の推進

- ①男女共同参画の推進に向けた啓発活動や情報提供を行います。
- ②女性の社会参加の促進に向けた仕組みづくり、体制づくりに取り組むとともに、意識の高揚に向けた啓発活動に取り組みます。

【みんなの行動目標】

- 差別やいじめ、虐待などの人権侵害をしない、させない社会づくりを進めましょう。
- 雇用や待遇による差別を撤廃しましょう。
- 性別に関係なく、家事、子育て、介護などを協力して行いましょう。
- 誰もが能力を發揮できる職場環境をつくりましょう。
- 仕事と家庭の両立支援のための環境づくりを行いましょう。

【関連する主な計画】

計画名	計画期間
—	—

*ジェンダー

社会的・文化的につくられる性別のこと。男女の社会的・文化的役割の違いや男女間の関係性を示します。

5 安定した行政経営の推進

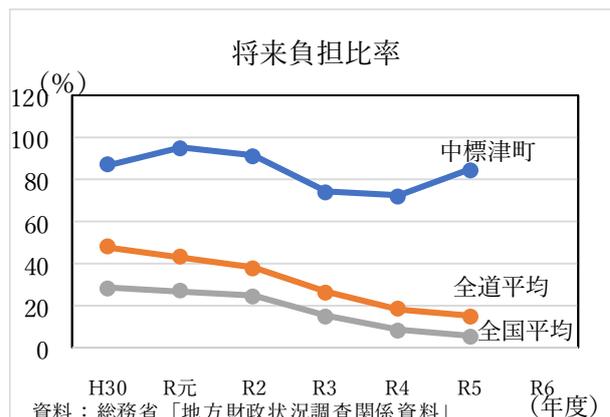
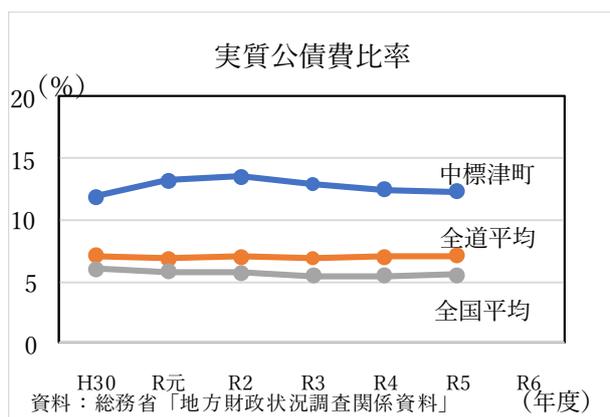
【現状と課題】

人口減少・少子高齢化の進行や、多様化する行政ニーズ、町の発展とともに整備を進めてきた各種公共施設等の老朽化など、本町が行政経営を進める上で抱える課題は、より複雑化し、ますます厳しくなっています。

本町では、これまで「中標津町行財政改革大綱」を定め、歳出改革及び歳入確保や、財政基盤の確立、事務事業及び組織機構の見直しに取り組んできましたが、これらの情勢の中で安定した行政経営を維持していくためには、より効果的・効率的な施策の検討・実施や民間リソースの活用等、限られた人数の職員により行政サービスを維持するための工夫、健全な財政運営に向けた歳出抑制と歳入確保などを図る「第9次中標津町行財政改革大綱」に沿った取り組みを進めていく必要があります。

特に、行政ニーズが多様化、複雑化する中、山積する課題に対応するためには、分野間の横断的連携の強化がこれまで以上に求められています。

また、人口構造の変化に伴う諸課題は、単独自治体だけで対応することが困難になりつつあり、近隣の自治体がそれぞれの有する強みを活かした、相互補完と役割分担による広域連携の取り組みが重要となってきています。



【目指す姿】

社会情勢の変化や多様化・複雑化する行政ニーズを的確に捉え、時勢に即した効率的・効果的な行財政改革により、持続可能な行政経営の確立を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
実質公債費比率 ^{※1}	%	13.5	12.8	12.0
将来負担比率 ^{※2}	%	91.5	87.5	31.2

※1 実質公債費比率 町の借入金の返済額がどのくらいあるのかを示す指標。

※2 将来負担比率 町が将来どのくらいの負担をする必要があるかを示す指標。

【主要施策】



(1) 効率的・効果的な行政経営（行財政改革の推進）

- ①効率的・効果的な行政経営を推進するため、中長期的な行政経営の方向性を示すとともにわかりやすい財政状況の公表に努めます。また、組織機構の見直しを含めた効率的な事務処理体制を推進します。
- ②適正な税の賦課や受益者負担の公平性の観点から、町税等の未納額の圧縮や使用料等の適正化を図るとともに、ふるさと納税などの自主財源の確保を図ります。
- ③施策や事務事業の効果的な改善に向け、職員による内部評価と、町民目線による客観的な外部評価を行います。
- ④多様化する行政ニーズに対応するため部局間の横断的な連携を図るとともに、職員の能力向上に努めます。
- ⑤本町の行政経営に有効な権限や町民サービス向上につながる権限について、移譲の推進を図ります。
- ⑥行政事務の効率化及び住民サービスの向上を目的に、各種システムや先端技術の導入などデジタル技術の活用を進めます。
- ⑦公共施設の長期的視点に立った老朽化対策、集約・複合化、除却などの適正化に努めます。

(2) 自治体間の広域連携強化

- ①近隣自治体等との地域活性化に向けた連携を推進し、自治体毎の強みやスケールメリットを活かした地域振興を図ります。
- ②近隣自治体等との事務の共同処理の可能性を検討し、人口減少に備えた行政機能の維持を図ります。

〔みんなの行動目標〕

- 町の財政への関心を持ちましょう。
- 町税、使用料などは納期内に納めましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
第9次中標津町行財政改革大綱	令和8(2026)年度～令和12(2030)年度
公共施設等総合管理計画	平成28(2016)年度～令和8(2026)年度

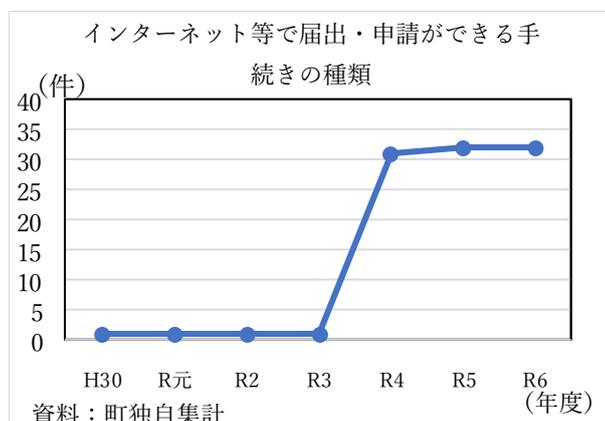
6 情報化の推進

【現状と課題】

近年、国が提唱するサイバー空間と現実社会が高度に融合する超スマート社会「Society5.0」^{※1}の構築や、デジタルトランスフォーメーション（DX）^{※2}の重要性がますます高まっています。AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）^{※3}、5G通信^{※4}、ブロックチェーン技術^{※5}などの急速な発展により、デジタル技術が社会の基盤へと変化しつつあります。

これに伴い、行政の運営も、より効率的かつ町民に利便性の高い形へと進化する必要があります。本町では、こうした動向を踏まえ、「人にやさしく、未来志向のスマート自治体^{※6}」の実現を目指し、行政手続きのさらなるオンライン化を目指すと同時に、先端技術を活用した行政事務の効率化を進めます。

また、令和3年度に実施した高度無線環境整備推進事業（光ファイバ整備事業）により、本町全域で情報通信基盤が整備されたことを踏まえ、地域社会の情報格差の解消とデジタルインフラを最大限活用した取り組みを進め、変化の速いデジタル技術の進展に柔軟かつ積極的に対応し、全町民がその恩恵を享受できるスマート社会の実現を目指します。



【目指す姿】

情報格差の解消に努めるとともに、先端技術を活用した行政手続きのオンライン化等により、町民生活の利便性の向上を目指すと同時に、行政事務の効率化を進めます。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
インターネット等で届出・申請ができる手続きの種類	件	1	32	40
行政事務に係る印刷枚数 [※]	%	—	100	80

※ 令和7年度を100%とした指数

【主要施策】



(1) 自治体の情報化の推進

①情報セキュリティ対策の強化を図ります。
 ②デジタル技術等の活用やペーパーレス化、行政手続きのオンライン化など、スマート自治体[※]の実現に向けた情報システム基盤の充実に努めます。

(2) 情報化の環境づくり

①情報格差等の解消に努めるとともに、町全体の情報化の環境づくりとして、情報通信基盤の整備を促進します。

【みんなの行動目標】

○インターネットを活用した情報の把握と共有に努めましょう。

【関連する主な計画】

計画名	計画期間
—	—

※1 超スマート社会「Society5.0」 必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供することにより、様々な社会課題解決と経済成長を両立する社会のこと。

※2 DX (デジタルトランスフォーメーション) Dijital Transformaiton の略。「DX」は、Trans を X と省略する英語圏の慣例。テクノロジーやデータを活用することで、ビジネスモデルや自組織の製品・サービスを変革すること。

※3 IoT Internet of Things の略。モノをインターネットに接続し、データ収集や相互通信を可能にする技術のこと。

※4 5G 通信 第5世代移動通信システム。高速大容量、低遅延、多数同時接続を特徴とする次世代の通信規格のこと。

※5 ブロックチェーン技術 分散型台帳技術の一種で、取引記録などのデータをブロックと呼ばれる単位でまとめ、時系列に沿って鎖のようにつなげて記録していく技術のこと。改ざんが非常に困難で、高い透明性と安全性を備えている。

※6 スマート自治体 先端技術の活用により事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する次世代の自治体のこと。

空白頁

第2章

安心と生きがいを感じるまちづくり

1 子育て支援の充実

【現状と課題】

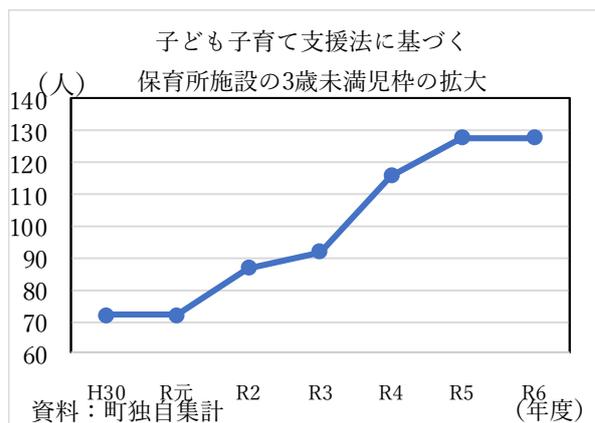
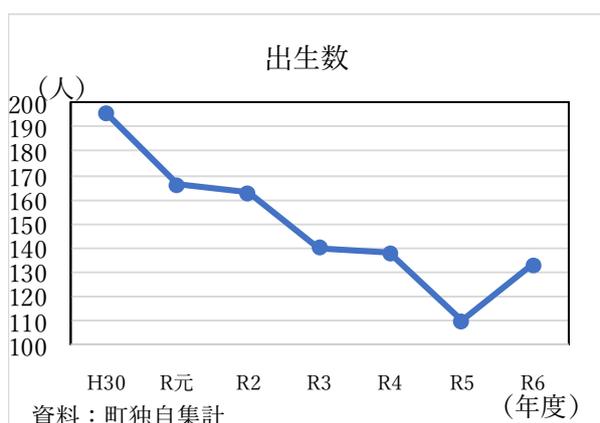
核家族化や地域のつながりの希薄化、多様な就労形態など、子どもを取り巻く環境の変化に対し、子育て支援には、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいかといった当事者の視点に立つことが求められています。加えて、人口減少・少子高齢化の進展に伴い、本町の出生数は急激に減少しており、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるとともに、部局間の横断的連携による対策も重要です。

本町では、「子育て世代包括支援センター」、及び「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、妊産婦と乳幼児の健康保持・増進に対して切れ目ない支援の提供を行うとともに、子育て世帯に対する包括的な支援の体制強化を図ってきました。

また、児童センター「みらいる」を拠点とした子育て支援・中高生の居場所づくりなど、地域と連携した児童館活動の充実を図るとともに、各関係機関と連携しながら支援が必要な子どもの早期発見や虐待等の未然防止に努めてきました。

仕事と子育ての両立に向けては、待機児童解消に向けた保育枠の整備を進めてきましたが、今後も保護者のニーズに沿った教育・保育の受入体制整備や保育の質の向上を図る必要があります。

今後も、子ども・子育て支援策を充実させるとともに、家庭を中心に、保育園・幼稚園・認定こども園、学校など、地域全体で子ども子育て支援に対する関心や理解を深め、密に連携し、それぞれの役割を十分に果たしていく必要があります。



【目指す姿】

すべての親が安心して子育てできるよう、また子どもたちも色々な方の笑顔に支えられながら健やかに成長できるよう、町全体で子育てを応援できる体制の充実を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
地域や家庭で子どもが安心して育てられていると感じる町民の割合	%	64.8	59.3	80.0
子ども子育て支援法に基づく保育所施設の3歳未満児枠の拡大	人	87	128	130
ファミリー・サポート・センター会員登録数(累計)	人	511	523	600
合計特殊出生率	—	(H30~R4) 1.49	—	1.6
出生数	人	163	133	133

【主要施策】

つながる



(1) 地域全体で子育てを支援・応援する体制づくり

- ①地域全体で子育て家庭を見守るネットワークづくりを進めます。
- ②関係機関と連携し、一人ひとりの状況・要望に沿った保育の受け入れを推進するとともに、保育士確保や保育枠の整備、子育て支援・相談業務を推進する等、仕事と子育ての両立に向けた環境整備を進めます。
- ③交流事業等の実施により、地域で子育てを応援できる体制づくりに向けた町民の意識の高揚を図ります。

(2) 子どもの居場所づくり

- ①児童館・放課後児童クラブなど、地域と連携した事業の実施により、子どもたちが心豊かにいられる場をつくり、児童の健全育成に努めます。
- ②児童館施設の維持管理に努めるとともに少子化に対応した体制の検討を行います。
- ③家庭や地域の教育力の向上を目指し、学習機会や情報提供を積極的に推進します。

(3) 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

- ①妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを図ります。
- ②関係機関と連携し、虐待等の未然防止・早期発見に努めるとともに、支援体制の充実を図ります。
- ③子どもを生み育てやすい環境のため、保育料の負担軽減、及び子どもの医療費などの負担軽減の検討、ひとり親家庭への支援など、子育て世帯への支援を行います。

【みんなの行動目標】

- 児童の健全育成のため、町内会や PTA、子育て支援団体などに積極的に参加し、つながりを強化しましょう。
- 性別に関係なく子育てに参加し、地域全体で子どもと子育てを応援しましょう。

【関連する主な計画】

計画名	計画期間
第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

2 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

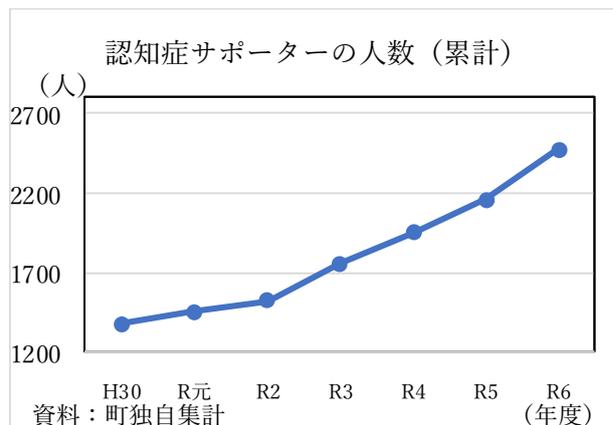
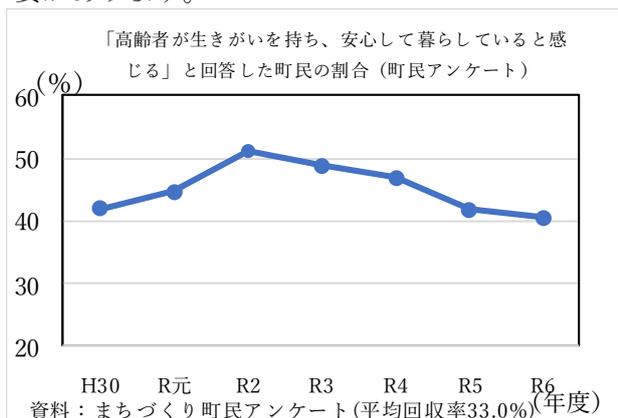
本町の高齢化率と介護認定率はともに全国・全道平均を下回っている状況ですが、年々その率は上昇し続けており、今後も増加し続けることは明らかな状況です。

人口減少・少子高齢化が進展した社会では、介護サービスの需要の増加や担い手不足、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等の多様化など、様々な生活課題が予想され、地域全体で高齢者を支え合うことによる対応が重要となっています。

本町では、高齢者が生きがいを感じ、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目指し介護保険サービスをはじめ各種高齢者施策の充実に取り組んでいますが、高齢化がさらに進展する中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送るためには、介護保険サービスはもとより、高齢者の在宅支援を支える様々なサービスや支援を包括的かつ継続的に提供する必要があります。

また、単なる長寿ではなく、高齢者一人ひとりが元気で活動的に生活できる「明るく活力ある高齢社会」を目指し、介護予防を強力に推し進めるとともに、それぞれの高齢者が、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりを推進する必要があります。

あわせて、町民、事業者等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステム※の推進を図るとともに、高齢者がお互いに助け合い支え合う、参加と協働の地域づくりを推進する必要があります。



【目指す姿】

高齢者が生きがいを感じながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちなの実現を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らしていると感じる町民の割合	%	51.2	40.5	60.0
認知症サポーターの人数（累計）	人	1,527	2,480	3,500
介護予防地域支援事業の参加人数（累計）	人	50	335	650

【主要施策】



(1) 安心して暮らせる地域づくり

- ①高齢者の在宅生活を支える様々なサービスや支援の包括的な提供を推進します。
- ②介護保険サービスの充実に努めるとともに、介護事業所の人材確保・育成を図る等、適切なサービスの供給量の確保と、供給量に見合った介護保険料の設定に努めます。

(2) 高齢者の生きがいがづくりと健康づくり

- ①高齢者の就労対策や老人クラブ・高齢者サロン活性化などにより、高齢者の生きがいがづくりへの支援を図ります。
- ②元気な高齢者を目指した介護予防を推進するとともに、高齢者の健康づくりへの支援を図ります。

(3) 多様な暮らしを支え合うまちづくり

- ①医療・介護・予防・住まい・生活支援それぞれのサービスを提供する関係機関と地域の連携により、地域全体で互いに支え合う地域ケア体制を構築します。
- ②高齢者が互いに支え合う自主的・自発的な行動を支援し、参加と協働の地域づくりを推進します。

〔みんなの行動目標〕

- 町内会やサークル、サロン、異世代交流など、地域社会全体でつながりを深め、助け合いましょう。
- 介護予防のために他者との交流機会を持ち、適度な運動をしましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
中標津町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
中標津町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画	令和9(2027)年度～令和11(2029)年度

※地域包括ケアシステム 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを送り続けることができることを目指した、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

3 障がい者福祉の充実

【現状と課題】

障がい者を取り巻く国の制度・法律は、近年大きな転換期を迎えており、障がい者の法定雇用率の引き上げ等により社会参加の機運が高まる一方、障がい者に対する差別や偏見も残されており、日常生活上の不便さ、困難さを招く障壁となっています。

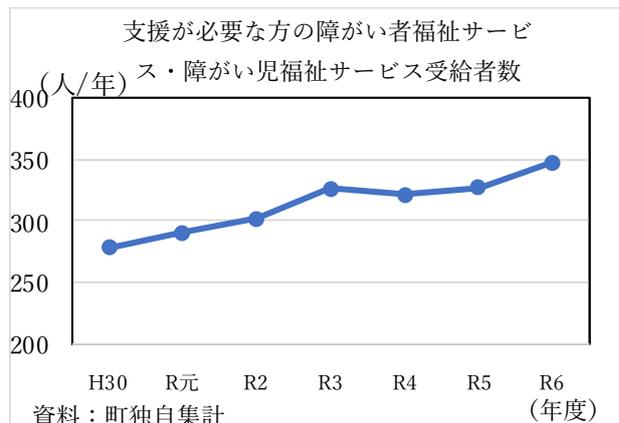
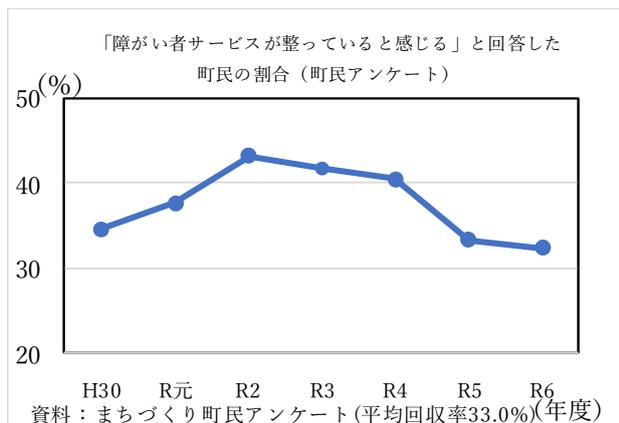
本町では、『かけがえのない一人ひとりが ころ豊かに暮らすまち』の理念の下、「ノーマライゼーション社会の実現」を目指してきました。

根室管内1市4町は根室管内に住む障がいのある人が身近な地域で必要なときにいつでも相談ができる根室圏域障がい者総合相談支援センターを設置し、平成30年には地域全体で支えるサービスを提供する「基幹相談支援センター」と位置づけ、障がい者の日中活動、就労支援、高齢化・重度化や親亡き後の相談、介護者の急病等による緊急時の受け入対応等行ってきました。

しかし、本町には入所施設、生活介護事業所が無く、重度の障がいのある方の在宅での支援体制が不足していることから、地域の社会資源を最大限活用しながら、必要とする支援を切れ目なく提供出来るよう、地域全体で支えるネットワークの充実を図る必要があります。

また、日常生活において医療的ケアが必要とされる医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実を図る必要があります。

今後も、障がい者が住み慣れた地域や家庭において自立した日常生活・社会生活が営むことができ、安心して暮らすことができるよう取り組みを進めるとともに、障がいのある人もない人も、支え合いながら生きる地域社会の実現を目指す必要があります。



【目指す姿】

誰もが、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことのできる地域社会を目指して、適切な支援を受けられる環境を創造します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
障がい者サービスが整っていると感じる町民の割合	%	43.2	32.3	60.0
支援が必要な方の障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス受給者数	人/年	302	347	425

【主要施策】



(1) 地域における生活支援

- ①地域の社会資源を最大限活用し地域全体で支えるネットワーク、相談支援体制の充実と権利擁護の推進を図ります。
- ②障がい者の自立に向けて、保健・医療の充実と、生活環境の充実を図ります。

(2) 自立と社会参加の促進

- ①障がいの早期発見、障がいのある子どもの地域生活・家庭支援を図るとともに、障がい児の教育・療育の充実を図ります。
- ②障がい者の雇用の場の確保・拡大に努めるとともに、各種支援により社会参加の促進を図ります。

(3) ともに支え合う福祉のまちづくり

- ①福祉教育の推進により理解と交流を促進し、誰もがともに支え合うまちづくりを目指します。
- ②手話が言語であることへの理解と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、誰もが心を通わせることができる共生社会の実現を目指します。

〔みんなの行動目標〕

- 障がいについて理解を深め、支え合いましょう。
- 障がい者の雇用を促進し、すべての人に優しい職場環境をつくりましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
中標津町障がい者計画	令和6(2024)年度～令和11(2029)年度
中標津町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
中標津町第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画	令和9(2027)年度～令和11(2029)年度

4 地域福祉の充実

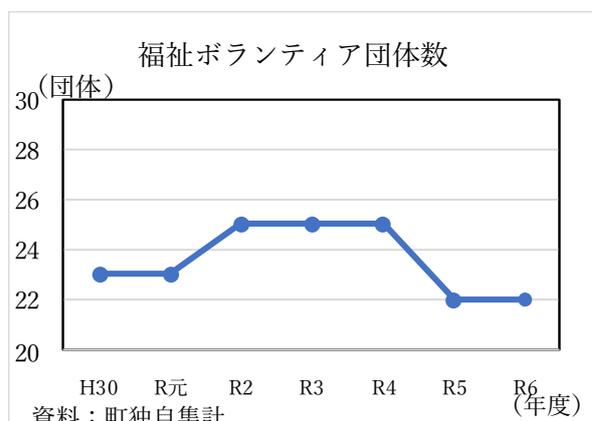
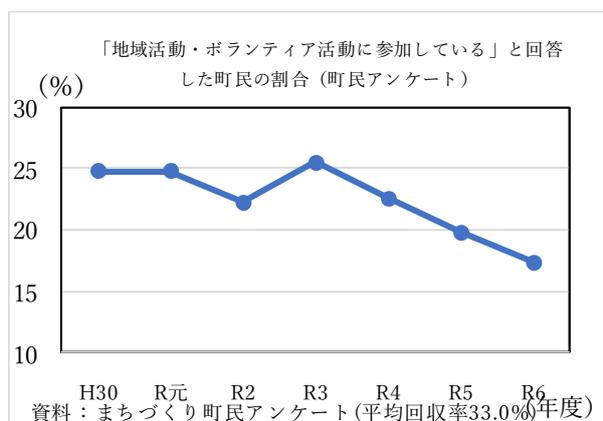
【現状と課題】

少子高齢化や核家族化などの進展により、社会構造や家庭環境が大きく変化し、住民関係の希薄化や個人情報の配慮などから、家族や地域で支え合う機能は弱まってきており、加えて地域福祉の担い手不足など、これまで地域を支えてきた相互扶助の体制が崩れつつあります。

誰もが安心して暮らし続けられる社会を実現するため、公的な支援（公助）だけではなく、自らの努力（自助）と地域住民の助け合い（共助）、これらが相互に補い合い、困難を抱える、又は支援を必要としている高齢者や障がい者、生活困窮者、ひとり親家庭などへの支援をはじめ、地域の将来を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくりを推し進めることが重要です。地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域におけるつながりや支え合いを強め、行政や地域住民、社会福祉関係者、ボランティア団体等がそれぞれの役割を果たし、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

本町では、中標津町社会福祉協議会をはじめとした関係団体や民生委員児童委員などの活動を支援し、地域福祉活動の活性化を図るとともに、支え合い助け合う地域づくりの推進のため、ボランティア活動の普及など町民の福祉意識の高揚を図ってきました。

今後も、これらの施策を継続するとともに、町民のふれあいと交流の促進及び地域福祉の拠点である中標津町総合福祉センターの運営充実と利用促進を図っていく必要があり、地域福祉について「中標津町地域福祉計画（令和8年度～令和12年度）」と整合性を図りながら推進していきます。



【目指す姿】

地域全体で支え合う仕組みづくりを進め、誰もが住み慣れた地域で幸せな生活がおくれる環境を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
地域活動・ボランティア活動に参加している町民の割合	%	22.3	17.3	25.0
福祉ボランティア団体数	団体	25	22	30

【主要施策】

つながる



(1) 地域福祉社会の形成

- ①地域福祉を推進する多様な担い手を育成支援します。
- ②遺族会などの援護や災害により生活の維持が困難となった町民に対する援護に努めます。
- ③すべての町民が不自由なく安全に安心して生活ができる環境づくりに向け、バリアフリー、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進します。
- ④地域共生社会の実現に向け、高齢・障がい・児童その他の福祉の包括的な支援体制を整備します。

(2) 支え合いの地域づくり

- ①町内会や関係団体と連携し、支え合いの地域づくりに向けた町民意識の高揚を図ります。
- ②福祉ボランティアの育成及びネットワーク化を推進します。

(3) 地域福祉の拠点づくり

- ①多様な担い手づくりや支え合いの地域づくりの場として、各関係団体との連携を図り総合福祉センター等の利用促進を図ります。

〔みんなの行動目標〕

- 各種ボランティアや地域活動に積極的に参加しましょう。
- ボランティア活動・地域活動に関心を持ち、情報を取得する事を意識しましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
第1期中標津町地域福祉計画	令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

*ユニバーサルデザイン 年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

5 健康づくりの推進

【現状と課題】

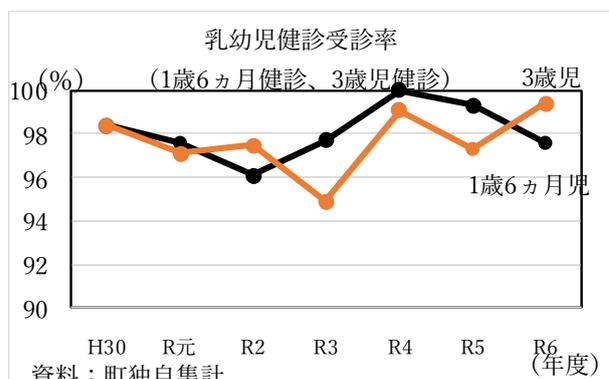
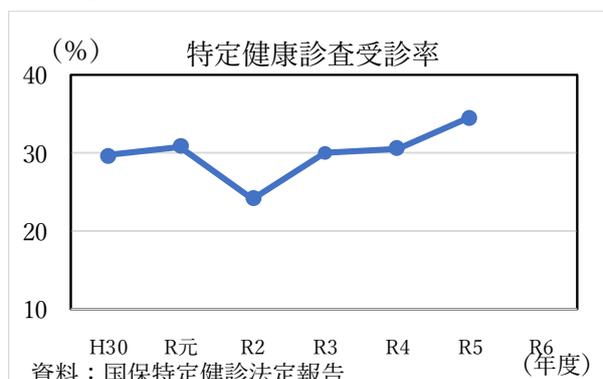
健康づくりは、町民一人ひとりがそれぞれの健康観に基づき主体的に取り組むことが必要ですが、個人の取り組みだけでなく、地域全体として積極的に支援する体制づくりが重要です。

本町は、町民一人ひとりが、健康で自分らしく豊かな人生を送ることができることを目指し、関係機関と連携し、健康や食の正しい知識の普及促進やその環境づくり、心の健康のための地域で見守り支える仕組みづくり、予防接種や各種健康診査等の普及促進を行ってきました。

妊産婦や乳幼児の健康づくりに向けては、妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない支援が必要であり、本町では、妊産婦や乳幼児の健康管理や保健指導、妊娠を望む人への支援、親子に寄り添った相談・訪問体制の充実を図ってきました。しかし、基本的な生活習慣が確立されていない方や複雑な背景を抱えている家庭も多く、支援の充実が求められています。

今後も、健康寿命を延ばし「健康まちづくり」を達成するため、全世代に向けた更なる健康意識の向上を図るとともに、関係機関と連携しながら、すべての町民のこころとからだの健康づくりの推進と、そのための環境づくりを推進していく必要があります。

特に、こころの健康づくりに向けては、本町の人口10万人対自殺率は国・北海道と比較しても高い傾向があり、特に若い世代でその傾向が強いことから、原因の分析と対策の実施が重要となっています。



【目指す姿】

健康寿命を延ばし、自分らしく豊かな人生を送ることを目標に、子どもから高齢者まですべての町民のこころとからだの健康づくりを目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
朝食を食べている人の割合 (成人男性) (成人女性)	%	71.4 87.0	66.5 85.4	73.2 85.4
むし歯のない3歳児の割合	%	85.1	90.4	92.0
特定健康診査受診率 ^{※1}	%	24.1	未算出	全国平均以上
乳幼児健康診査受診率 (1歳6ヵ月児) (3歳児)	%	96.1 97.5	97.6 99.4	100.0 99.0
人口10万人対自殺率 ^{※2} (自殺者数 ^{※2})	人 (人)	24.5 (6.2)	18.3 (5.0)	全国平均以下
健康寿命 (平均自立期間) (男性) (女性)	歳	78.7 83.9	80.5 84.1	81.7 84.7

※1 特定健康診査受診率の全国平均はR2年度27.0、R6年度は未発表。

※2 直近5年間の平均値。全国人口10万人対自殺率はR2年度16.4、R6年度16.7。

【主要施策】

つながる



(1) 健康づくりの推進

- ①健康に対する正しい知識の普及を図るとともに、健康寿命を延ばすため、関係機関・町民と連携し、運動を習慣化できる環境づくりの推進を図ります。
- ②食・食生活に対する正しい知識の普及を図るとともに、関係機関と連携し、食育の推進を図ります。
- ③自殺対策を考える人材の育成や関係機関と連携した自殺予防対策を図るとともに、心の健康づくりを推進することにより「誰も自殺に追い込まれることのない中標津町」の実現を目指します。

(2) 母子の健康の推進

- ①規則正しい生活習慣、健全な食習慣、適切な口腔保健行動の確立により、妊娠期から乳幼児・学童・思春期における心身の健康保持・増進及び病気の早期発見、早期療養、虐待予防にも視点をおいた支援を行います。
- ②妊産婦の産前産後を健康的に過ごすことができるよう支援を行うとともに、不妊治療を受けられた方の経済的負担軽減を図ります。

(3) 疾病予防の充実

- ①特定健診、特定保健指導、がん検診などの受診率向上や保健指導の充実を図ります。
- ②健康的な栄養・食生活の普及を図ります。
- ③歯科疾患予防の知識の普及と口腔衛生の推進を図ります。

(4) 感染症対策の強化

- ①関係機関との連携により予防接種率の向上を図ります。
- ②新型コロナウイルスや感染症等の対策強化を図ります。

〔みんなの行動目標〕

- 子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた健康づくりの知識を身につけましょう。
- 生活習慣病予防のために「栄養バランスのよい食生活」「運動の実践」「禁煙・分煙・防煙」に取り組みましょう。
- 年1回は健康診査を受けて生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療を図りましょう。
- 町内会、学校、職場などふれあう者がお互いを気遣い、心と体の病を予防するよう心がけましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
中標津町健康づくり推進計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
中標津町食育推進計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
中標津町母子保健計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
第2次中標津町生きるを支える自殺対策行動計画	令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

6 地域医療の充実

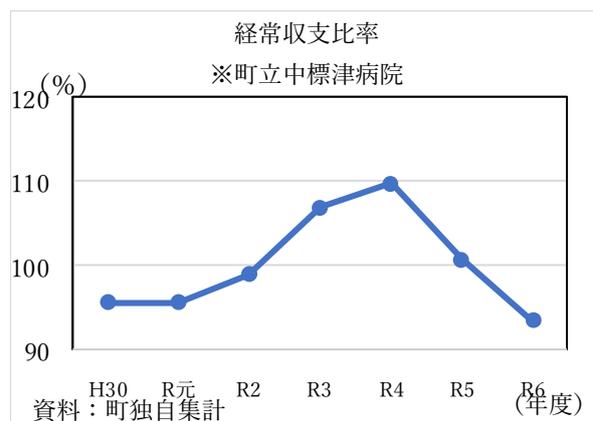
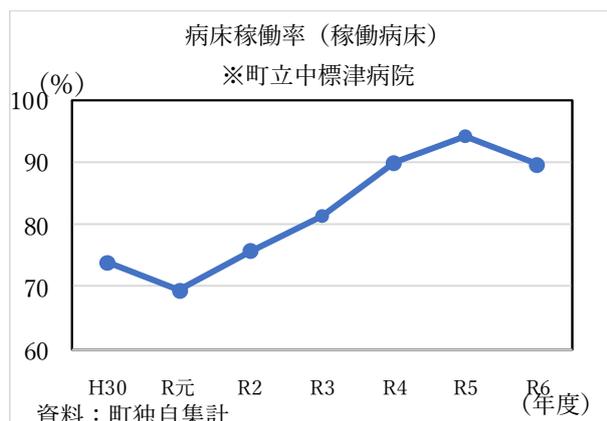
【現状と課題】

少子高齢化が急速に進行する中、国は新たな「地域医療構想」の策定を進めており、85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療体制の構築を目指しています。

町立中標津病院は、根室北部地域の中核病院として地域住民が安心して外来・入院、在宅療養生活を送ることができるよう、地域センター病院※としての役割を果たす必要があり、地域包括ケアシステムの推進、圏域内医療機関との連携や釧路市の高次医療機関との連携・協力体制の強化が求められています。

地域住民の命を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、持続可能で安定的な医療提供は必要不可欠です。特に医師をはじめとする医療従事者の慢性的な不足は地域医療の存続上重要な課題であり、その確保に向けた取り組みが求められています。併せて、医療提供サービスの向上を図るとともに経営改革を継続的に実施し、患者に頼られる、寄り添う医療提供に努め、安定経営を図る必要があります。

一方で、救急医療・災害時医療体制については、現在行っている24時間、365日の救急受け入れや救急隊との連携等、引き続き地域の協力体制を推進するとともに、大規模災害に備えた災害拠点病院としての機能強化が必要となっています。



【目指す姿】

地域センター病院としての役割を明確化し、持続可能で安定的な医療の提供をすることにより住民から信頼され、安全・安心を提供できる地域医療を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
病床稼働率（稼働病床） ※町立中標津病院	%	75.6	89.5	90.0
経常収支比率 ※町立中標津病院	%	99.0	93.5	110.0
一時借入金（累計） ※町立中標津病院	億円	5.7	0	0

【主要施策】



(1) 地域医療体制の確立

- ①地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、根室・釧路管内の医療機関との連携により、患者や家族の負担軽減を図ります。
- ②身近なかかりつけ医療機関としての医療提供を推進します。
- ③安全・安心な在宅療養に向けて、関係機関と連携し地域包括ケアの視点に立った療養者と家族の支援に努めます。

(2) 安全・安心な医療の提供

- ①医師をはじめとする医療従事者の確保により、医療提供体制の維持・強化を図ります。
- ②職員の能力向上、医療情報の収集と提供に努め医療提供サービス向上を図ります。
- ③根室管内の中核病院としての機能充実を図ります。

(3) 救急医療・災害時医療体制の確立

- ①関係機関との連携により救急受入体制の強化を図ります。
- ②大規模災害に備え、災害拠点病院としての機能強化を図ります。

(4) 安定した病院経営の推進

- ①持続可能な病院経営を行うための改革を継続実施し、患者に頼られる、寄り添う医療提供に努めます。

【みんなの行動目標】

- 救急医療が守られるよう診療時間内での受診を心がけましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
町立中標津病院新公立病院経営改革プラン	—
北海道地域医療構想	—

※地域センター病院 第二次医療圏の中核医療機関。他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するとともに、地域の医療機関への医師等の派遣及び技術援助、医師等を対象とした研修会の開催、無医地区等への巡回診療を行う。

7 社会保障の充実

【現状と課題】

国民健康保険制度は、平成30年度より北海道が財政運営の主体となる新たな制度へ移行し、全道の医療費を全道の被保険者で支える「保険料水準の平準化」と、持続可能な事業運営を目指しています。

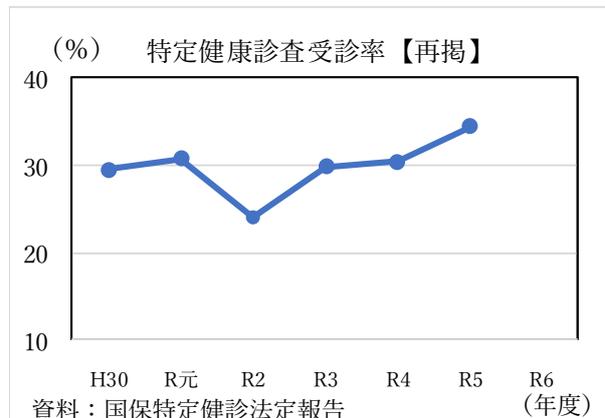
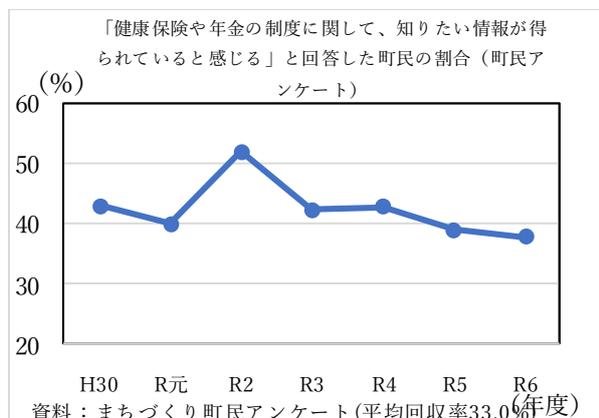
人口減少・少子高齢化社会においては、課税世帯の減少による保険料収入の減少、高齢者の加入増加による医療費の増加など、国民健康保険制度の事業運営はより厳しい状況にあり、本町では、特定健診受診率向上を図ることで生活習慣改善や疾病の早期発見・治療を促進するなど、医療費抑制に向けた取り組みを推進してきました。

今後も、予防・健康づくり事業に重点的に取り組み、医療費の適正化を図る必要があります。

また、後期高齢者医療制度は町が被保険者の最も身近な窓口として制度は定着しています。しかし、少子高齢化や医療の高度化等に伴い医療費は年々増加していることから、医療費の抑制を図り、持続可能な医療制度を目指す必要があります。

国民年金制度については、老後の安定した生活を支えるセーフティネットである公的年金として、現役世代、若年層へ年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付を促進する必要があります。

今後とも、国民健康保険制度・後期高齢者医療保険制度・国民年金制度の一体的でわかりやすい周知・広報を促進し、町民に対するサービス低下をきたさぬよう、国や関係機関との協力・連携を進める必要があります。



【目指す姿】

町民が医療保険、年金制度を正しく理解し、安心して社会保障サービスを受けることができ、生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちを目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
健康保険や年金の制度に関して、知りたい情報が得られていると感じる町民の割合	%	51.8	37.8	60.0
特定健康診査受診率※【再掲】	%	24.1	未算出	全国平均以上

※ 特定健康診査受診率の全国平均はR2年度27.0、R6年度は未発表。

【主要施策】

つながる



(1) 社会保障の充実

- ①国民健康保険制度の普及・啓発活動などに取り組むとともに、生活習慣改善や疾病の早期発見・治療の促進と、医療費の適正化に努めます。
- ②後期高齢者医療制度の普及・啓発活動などに取り組むとともに、医療費の適正化に努めます。
- ③国民年金制度の普及・啓発活動などに努めます。

〔みんなの行動目標〕

- 保険税・保険料は納期内に納めましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
第3期国民健康保険データヘルス計画 第4期特定健康審査等実施計画	令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

空白頁

第3章

産業の力みなぎるまちづくり

1 農業の振興

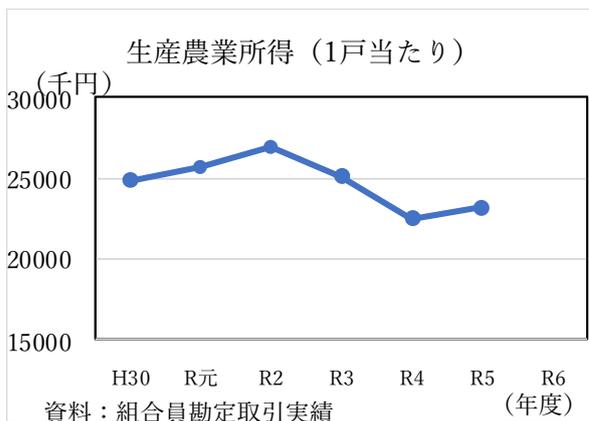
【現状と課題】

本町の農業は基幹産業であり、酪農による牛乳・乳製品の生産をはじめ、一部においては、馬鈴しょ、大根などの畑作も展開されるなど、安全・安心で良質な食糧供給基地として重要な役割を果たしています。

近年の農業は、経営規模拡大に伴い、機械力を駆使した大型経営が不可欠となっており、また、全国的に農家戸数が減少している中、本町においても農業者の高齢化や担い手不足は深刻な問題となっています。

これらの課題に対応し、農業の振興を図るためには、多様な経営体に対応した農業基盤整備により生産性・収益性の向上を図るとともに、農産物の付加価値向上に取り組む必要があります。同時に、新規就農・農業後継者に対する効果的な支援と、スマート農業^{*1}の導入による作業の省力化など、多様でゆとりある農業経営を推進する必要があります。

また、これまで本町は、環境と調和した農業に向けて、家畜排せつ物の適正処理と再生可能エネルギーへの活用について検討を進めてきています。平成29年度にはバイオマス産業都市の認定を受けていることから、引き続き、社会情勢を注視して効果的な手法の検討を進める必要があります。



年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
新規就農者数	2	2	0	2	0	0	0

資料：町独自集計

【目指す姿】

安全・安心で良質な農畜産物の生産や、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、農業生産基盤の強化、担い手の育成・確保、農村環境、農業生産環境整備の充実を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
生産農業所得 (1戸当たり)	千円	26,933	未算出	30,133
新規就農者数 (累計)	人	0	2	14
ふるさと納税返礼品の出荷額 ※畜産食品加工研修センター	千円	1,158	2,246	2,500

【主要施策】



(1) 農業の生産性・収益性・付加価値向上

①農業の生産性・収益性向上のために農地の基盤整備や施設整備の支援、農道や排水施設などの整備を進めます。
 ②農産物の品質向上を図るとともに、付加価値向上に向けた生産・加工・販売を促進します。また、地産地消や需要拡大・販路拡大を推進します。

(2) 担い手の育成・確保と支援体制の強化

①後継者や新規就農者への円滑な経営移譲を進め、中核的担い手として育成します。
 ②新規就農者の経済的負担軽減を図るとともに、関係機関との連携により幅広く農業に関わる方々への支援体制の充実を図ります。
 ③独身後継者に対する効果的な結婚支援を図るとともに、円滑な世代交代を図るため、農業者年金の加入を促進します。

(3) 農地の保全と有効活用

①農業委員会のあるせんにによる集積や、農地の買入、管理、売渡を実施するとともに、農地台帳の管理を行います。

(4) 環境と調和した農業の推進

①農薬、化学肥料の削減などによる環境負荷低減を進め、環境との調和に配慮した農業生産を推進します。
 ②家畜排せつ物の適正処理に向けて、電力を含めた再生可能エネルギーの再検証や集約型・個別型などの検証を進めます。

(5) 多様でゆとりある農業経営の促進

①ゆとりある農業経営の実現に向けて、スマート農業の導入による作業の省力化やヘルパー（外国人材の活用を含む）やコントラクター^{※1}、TMRセンター^{※2}など地域システムの確立を目指します。
 ②伝染病などの疾病予防のため、家畜自衛防疫活動を推進します。

【みんなの行動目標】

○地産地消を進めましょう。
 ○地域特性を活かした良質な農産物の生産や消費者に対する農産物情報の提供に努めましょう。
 ○環境を考慮した循環型農業に取り組みましょう。

【関連する主な計画】

計画名	計画期間
中標津町農業振興地域整備計画	令和3(2021)年度～

※1 スマート農業 ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産などを目指す新たな農業のこと。

※1 コントラクター 飼料作物の播種や収穫作業、堆肥の調製・運搬・散布作業などを請け負う組織。

※2 TMRセンター 「TMR (Total Mixed Ration)」とは、粗飼料と濃厚飼料、ミネラル・ビタミン等をバランスよく含む混合飼料で、牛の完全食。TMRセンターでは、TMRの生産、調製から配送までを行い、酪農家の労力軽減や、飼料の品質向上による経営の安定に貢献している。

2 林業の振興

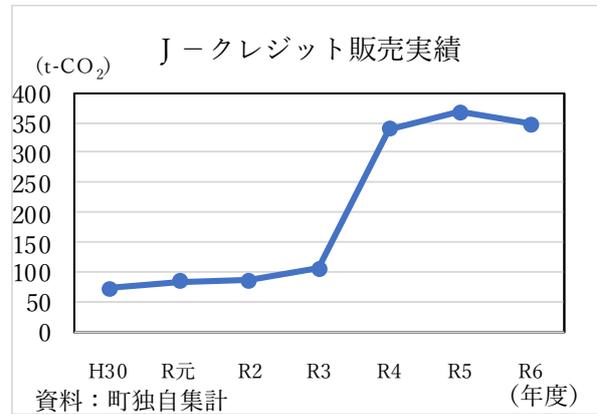
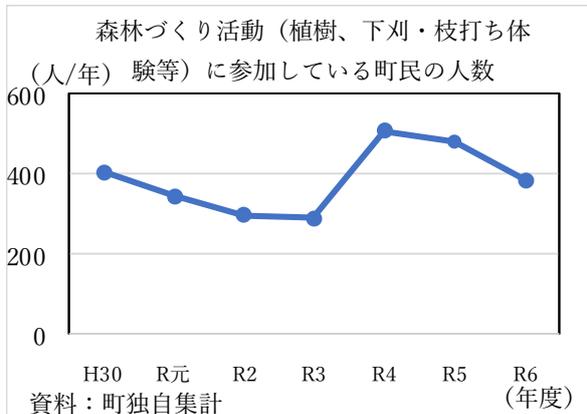
【現状と課題】

森林は、国土の保全、水質浄化や災害防止機能、木材の供給など多様な機能を有しており、国が進める2050年カーボンニュートラル^{*}、脱炭素社会の実現に向けても、森林環境保全の重要性は増してきています。

一方で、林業業界は担い手不足・高齢化の問題を抱えており、林業・林産業活性化に向けた取り組みが求められています。

これまで本町は、J-クレジット制度^{*1}による販売収入を活用しながら、計画的な造林等を進め、森林の維持更新に努めるとともに、町民の意識を醸成することで森林環境の保全を推進し、同時に、伐期の到来した優良なカラマツ材を地域材として利用促進するなど、林業・林産業の活性化を図ってきました。

今後は、これらの取り組みを継続するとともに、令和元年度から交付が始まった森林環境譲与税^{*2}を私有林整備や担い手対策などへ有効活用し、さらなる森林環境保全の推進と林業・林産業の活性化を図る必要があります。



【目指す姿】

二酸化炭素の吸収など森林の持つ環境保全機能の充実、水資源のかん養や町土保全、人と森林の共生や資源の循環利用に努め、持続可能な森林経営と林業・林産業の活性化を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
森林づくり活動（植樹、下刈・枝打ち体験等）に参加している町民の人数	人/年	297	385	500
J-クレジット販売量	t-CO ₂	85	347	400

^{*}2050年カーボンニュートラル 2050年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを目指す考え方。

【主要施策】



(1) 森林資源の育成・保全

- ①J-クレジット制度等を活用しながら、植林や造林、適切な皆伐・間伐など森林資源の整備促進を図ります。
- ②町民の森林づくりへの参加を促進し森林保全意識の高揚を図ります。

(2) 林業・林産業の活性化・担い手確保

- ①林業の生産体制充実と公共施設等への地域材の利用拡大を図ります。
- ②関係機関・企業と連携し、スマート林業の導入や担い手確保に努めます。

【みんなの行動目標】

- 環境に配慮し、植樹などの森林保護活動に積極的に参加しましょう。
- 担い手確保に向けた企業の魅力向上に努めましょう。

【関連する主な計画】

計画名	計画期間
中標津町森林整備計画	平成 29 (2017) 年度～令和 9 (2027) 年度

※¹J-クレジット制度 省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による CO₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度。創出されたクレジットを活用することにより、低炭素投資を促進し、我が国の温室効果ガス排出削減量の拡大につなげる。

※² 森林環境譲与税 平成 30(2018)年 5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税」(令和 6(2024)年度から課税)及び「森林環境譲与税」(令和元(2019)年度から譲与)が創設された。

3 商工業の振興

【現状と課題】

本町の事業所の多数を占める中小企業は、経済活動や町民生活の向上のために重要な役割を果たしており、多様な事業者に彩られる中心市街地は本町の魅力の一つにも位置付けられていますが、一方、大型店舗の郊外進出等に伴う中心市街地空洞化や、近年は事業承継の問題が顕在化しつつあり、中小企業の活性化は重要な施策となっています。

本町では、中小企業に関する施策を総合的に推進し、本町経済の発展及び町民生活の向上を目的とする「中標津町中小企業振興基本条例」を制定し、既存企業の体質強化や創業者支援など、条例に基づく振興施策を推進するとともに、中心市街地活性化に向けたイベント開催の支援などを行ってきました。

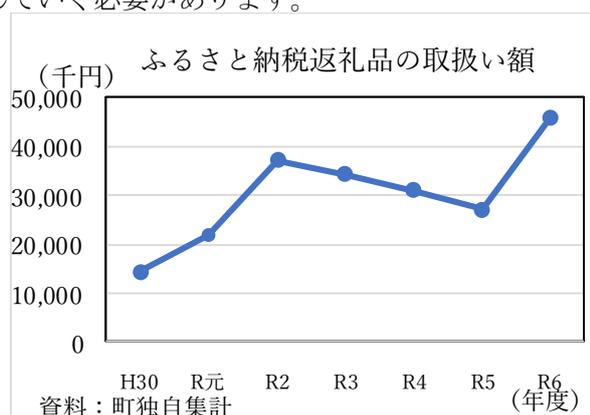
今後も、関係団体との連携のもと、中小企業の経済状況に応じた効果的な振興施策を検討し、事業の持続化や活性化を図っていく必要があります。

また、町の地場産品を全国へ広く周知し販路拡大を図ることは、経済活性化のために重要な施策であり、本町では、関係団体との連携を図りながら周知や販路拡大に向けた支援を行うとともに、ふるさと納税制度による返礼品等を通じた地場産品の周知・販売促進を展開しています。今後も、さらなる地場産品の販路拡大に向けて取り組んでいく必要があります。

新規創業者数（件/年）
（空き地空き店舗等活用事業実績）

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
3	5	5	3	2	6	4

資料：町独自集計



【目指す姿】

まちなかを中心に、中標津らしさを活かした多様な新規創業者が出店し、既存事業者を含めた商工業の持続的な発展による振興を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
新規創業者数（空き地空き店舗等活用事業実績）（累計）	件	80	95	100
ふるさと納税返礼品の取扱い額（ふるさと納税寄附額）	千円/年 (千円/年)	37,183 (138,000)	45,880 (194,848)	90,000 (300,000)

【主要施策】

つながる



(1) 中小企業の活性化

- ①中小企業に対する支援について、中小企業振興基本条例に基づく審議会・審議会部会等により検討・実施します。
- ②中小企業の経営基盤安定化を図るため、国や道の融資制度の周知や、関係機関と連携した町の融資制度の充実を図ります。
- ③関係機関と連携し、中小企業の持続化に向けた体質強化と新規創業に向けた支援を行います。

(2) まちなか賑わいの創出

- ①市街地活性化に向けた各種支援により、まちなかの賑わいを創出します。

(3) 地場製品の PR 活動の展開

- ①事業者が自由な発想で開発する地場製品について、関係団体と連携し周知活動や販路拡大に向けた支援を行います。
- ②ふるさと納税制度の推進による返礼品を通じて地場製品の PR 活動を展開します。

【みんなの行動目標】

- 地域循環型消費に努めましょう。
- 関係機関と連携して地域ブランドの開発を図りましょう。

【関連する主な計画】

計画名	計画期間
—	—

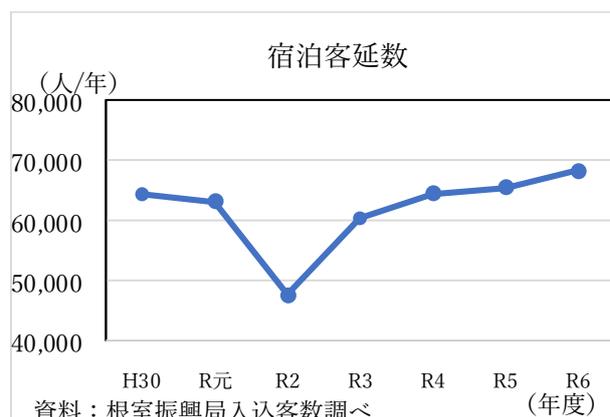
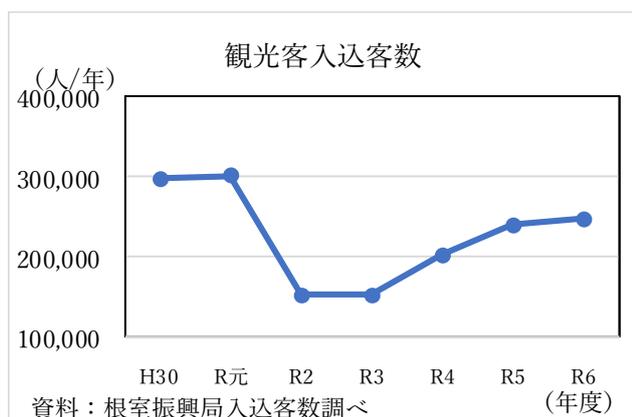
4 観光の振興

【現状と課題】

本町は、道東の空の玄関口である中標津空港を活かした観光施策を展開していますが、令和6年度における観光入込客数約24万8千人に対し宿泊客延べ数は6万8千人程度であり、日帰り観光や通過型観光に留まっていることから、更なる観光振興に向けては滞在型観光への転換が求められています。滞在型観光への課題であった、観光繁忙期における宿泊施設の受け入れ体制については、現在宿泊施設の整備が見込まれる等、一定の改善が期待されているところでもあり、今後は雄大な自然環境や酪農景観などの本町の地域資源を活用した体験型コンテンツなどの観光プログラムの創出や、既存観光施設等のあり方を検討した効果的な再整備を進める必要があります。

同時に、本町の地域交流拠点として優位性を発揮し、根室管内における広域観光の推進を図るとともに、各地域の観光資源を活かした魅力発信を推進する必要があります。また、観光客の視点では振興局毎の垣根はない点も踏まえて、今後はさらに釧路管内・オホーツク管内などの道東地域を巻き込んだ協力体制の強化を図ることで、本町を拠点とした広域観光をより一層推進することが求められています。

今後の本町の観光振興に向けては、インバウンドなど時代のトレンドに応じた観光需要の変動にも柔軟に対応できる体制づくりが求められており、民間団体との連携強化や（一社）なかしべつ観光協会の持続可能な運営体制の構築支援など、観光推進体制のさらなる充実が必要です。



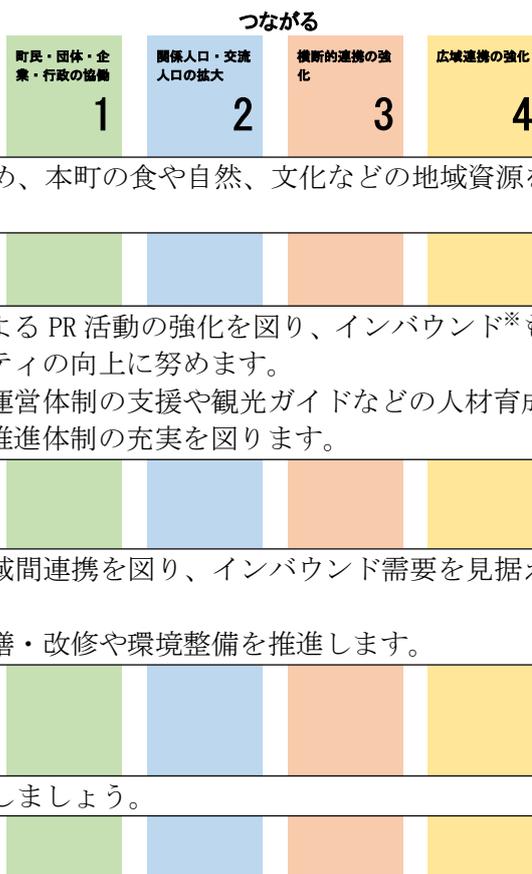
【目指す姿】

行政や団体、観光関係事業者のみならず、町民一人ひとりが地域のホスピタリティ※に対する理解を深め、地域が一体となって知床ねむろにふさわしい地域交流拠点を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
観光客入込客数	人/年	153,166	248,432	366,000
宿泊客延数	人/年	47,608	68,239	83,000

【主要施策】



(1) 観光メニュー（コンテンツ）の充実

①通過型観光から滞在型観光へ転換を図るため、本町の食や自然、文化などの地域資源を活用した観光プログラムの創出を図ります。

(2) 観光客の誘致

①観光客の誘致に向けた戦略的な情報発信によるPR活動の強化を図り、インバウンド^{*}も視野に入れた地域一体となったホスピタリティの向上に努めます。
 ②（一社）なかしべつ観光協会の持続可能な運営体制の支援や観光ガイドなどの人材育成に取り組み、民間団体との連携による観光推進体制の充実を図ります。

(3) 広域観光・交流の推進

①根室管内、釧路管内、オホーツク管内の地域間連携を図り、インバウンド需要を見据えた広域観光施策を展開します。
 ②開陽台等の観光施設の活用促進に向けた修繕・改修や環境整備を推進します。

【みんなの行動目標】

○道東の観光拠点として積極的に情報発信をしましょう。

【関連する主な計画】

計画名	計画期間
—	—

*ホスピタリティ 接客・接遇の場面における「おもてなし」。また、もてなされた客人の感謝による、もてなす側との「相互満足」。広義には、社会全体に対してホスピタリティの精神が発揮されることにより、相互満足、助け合い、共創が行われ社会が豊かになることにもつながる。

*インバウンド 外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

5 6次産業化の推進

【現状と課題】

6次産業は、農林業や水産業（第一次産業）などが食品加工（第二次産業）・流通販売（第三次産業）にも業務展開する経営形態であり、国は、6次産業化による農林漁業者の所得向上を推進しています。

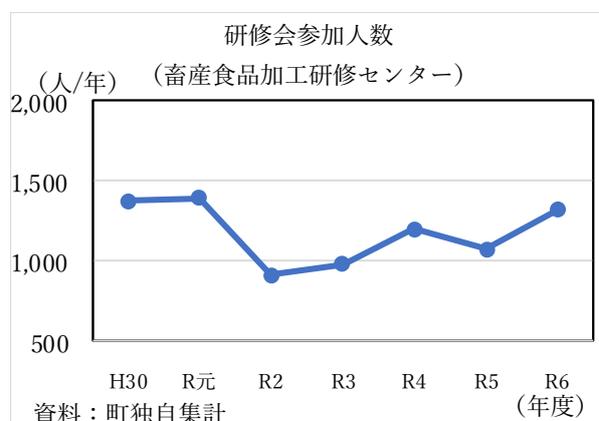
本町においても、地域食材を活用した6次産業化の取り組み支援や連携推進を図っておりますが、6次産業化をより深化させるためには、今後も推進していく必要があります。

あわせて、畜産食品加工研修センターにおいては、良質な農畜産物の付加価値向上に向けて畜産食品等の研究開発・製造販売や製造技術に関する技術指導などを実施していますが、今後も隣接する町立中標津農業高等学校との連携など、農業・教育・観光などの幅広いまちづくりの観点から有効活用を図っていく必要があります。

6次産業化に取り組む
農業者及び団体数（件/累計）

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
8	8	9	12	13	14	14

資料：町独自集計



【目指す姿】

多様な業種の連携により、中標津特有の資源を発掘・開発するとともに付加価値向上を図ることで、地域ブランドを確立し、地域の雇用と経済の活性化を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
6次産業化に取り組んでいる農業者及び団体数（累計）	件	9	14	15
研修会参加人数（畜産食品加工研修センター）	人/年	918	1,321	1,800

【主要施策】

つながる



(1) 6次産業化の推進

- ①補助事業の活用や異業種間の連携推進など体制づくりと実現に向けた支援を行います。
- ②特産品のブランド化に向けた支援や技術指導に取り組みます。
- ③畜産食品加工研修センターについて、隣接する農業高校との連携をはじめ、農業・教育・観光など幅広いまちづくりの観点から有効活用を図り、良質な農畜産物の付加価値向上に努めます。

〔みんなの行動目標〕

- 地域の生産物を積極的に購入しましょう。
- 製造技術向上に向けて、畜産食品加工研修センターを積極的に利用しましょう。
- 付加価値向上に向けた取り組みを積極的に進めましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
—	—

6 雇用対策の推進

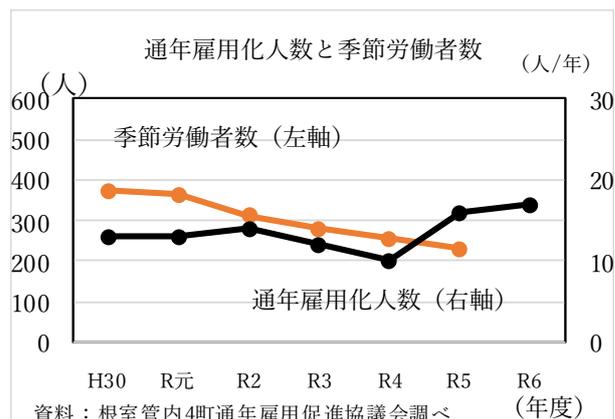
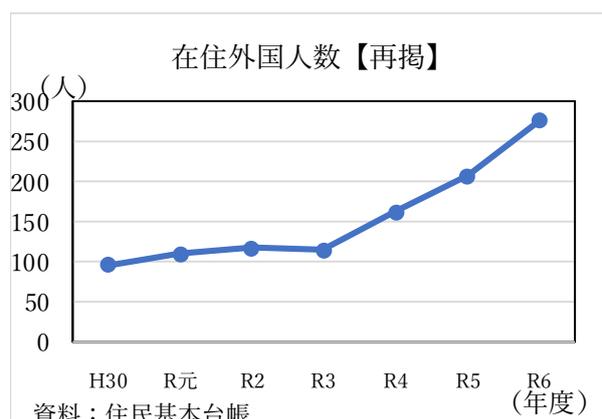
【現状と課題】

本町には、減少傾向ではありますが200人を超える季節労働者がいます。本町ではこれまで、季節労働者に対する冬期就労対策として、町道清掃などを実施してきましたが、冬期就労対策はあくまで短期就労であるため、今後も、関係団体や管内自治体と連携し、通年雇用化に向けた対策を推進することが求められています。

また、本町では有効求人倍率が高い水準で推移しており、働き手の不足が地域経済に深刻な影響を及ぼしています。少子高齢化による労働生産人口の減少は、今後ますます深刻化すると考えられており、外国人材の受け入れを含め、多様な働き手が活躍できる持続可能な労働環境を整備することが重要です。

新たな雇用機会の創出や地域経済の活性化に向けては、既存企業の活性化はもちろん、新たな企業の誘致活動を強化していく必要があります。COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の拡大を契機として広まったテレワーク^{*1}やリモートワーク^{*2}の普及は、地方での居住・滞在への関心を高め、多様な働き方の推進につながっています。

この社会的変化を機会と捉え、本町が有する航空路線や周辺地域の産業拠点としての優位性を活かし、サテライトオフィス^{*3}の設置を含めた企業誘致を積極的に進める必要があります。



【目指す姿】

多様な企業の関わりあいと多様な人材が働くことができる雇用創出により、地域経済の活性化を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
通年雇用化人数	人/年	14	17	15
奨学金返還支援事業の利用人数	人	—	—	52
在住外国人数【再掲】	人	116	275	500

【主要施策】



(1) 通年雇用化対策の推進

①管内4町で設置する協議会により通年雇用化対策・季節労働者への就労対策に取り組みます。

(2) 雇用の確保・働き手不足の解消

①関係機関と連携し雇用情報の提供などを進めるとともに、雇用の創造や働き手不足の解消、働き手側の立場に立った労働福祉対策等に向けた取り組みを推進します。
 ②町内企業の町外からの人材確保の機運を醸成するとともに本町での就職を希望する人の増加を図り、働き手不足解消を目的としたU I Jターンを推進します。
 ③働き手不足解消の一つの手段として、企業等における外国人材の受け入れへの機運醸成を図るとともに、外国人材の受け入れの拡大による持続可能な労働環境の整備を図ります。

(3) 企業誘致の推進

①本町の航空路線や周辺地域の産業拠点である町の優位性を活かした企業誘致を推進し、新たな雇用機会の創出や地域経済の活性化を図ります。

〔みんなの行動目標〕

- 通年雇用に取り組みましょう。
- 高齢者、障がい者、外国人など、多様な人材の雇用機会を増やしましょう。
- 新たな雇用の場を創出しましょう。
- 労働環境の充実に努めましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
—	—

※1 テレワーク telework と表記され、tele（離れた所）と work（働く）の二つの言葉を組み合わせた造語。所属する会社のオフィスから離れたところで働くこと。
 ※2 リモートワーク remotework と表記され、remote（遠隔・遠い）、work（働く）の二つの言葉を組み合わせた造語。社内のコミュニケーションをオンライン上で円滑に行うための情報通信技術（ICT）が活用される。
 ※3 サテライトオフィス 企業や団体の本社・本拠地から離れた場所に設置されたオフィス。惑星を周回する衛星（サテライト）のように存在するオフィスの意から命名された。

空白頁

第4章

住みやすいまちづくり

1 計画的な土地利用の推進

【現状と課題】

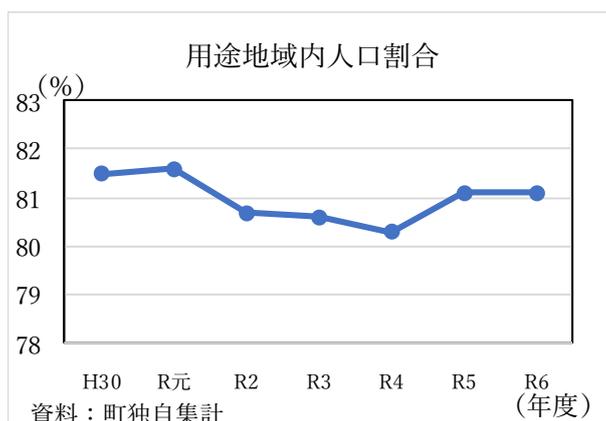
本町は、これまでの人口増加による発展とともに市街地が拡大し、多くの都市基盤施設の充実を図ってきました。これにより整備してきた道路や橋梁、公園や上下水道施設などの社会資本は通常の維持管理と並行し、老朽化による更新も計画的に実施していかなければならないことから都市経営コスト増大の問題を抱えています。

財政負担の増大が見込まれる一方で、少子高齢・人口減少社会においては、生産年齢人口の減少により税収が減少し、今後益々増大するコストへの対応が困難になることが想定されます。

長期的な都市経営の視点から、これまでに整備された都市施設を有効活用し、効率的な都市構造への転換を図るとともに、激甚化する自然災害に対応可能な土地利用を図ることによって持続可能な都市となります。より快適に生活できるまちにしていくためには行政だけでなく、町民・団体・企業などの様々な主体が知恵を出し合い、補い合い、できることを重ね合わせて、まちの課題解決に取り組む「協働のまちづくり」により地域の特性を活かした合理的な土地利用を進める必要があります。

同時に、町有未利用地の計画的な保全・貸付・売却を推進し、土地利用の利便性の向上と有効活用を図っていく必要があります。

本町がこれからも賑わいを保つために、町の活性化につながる取り組みの推進が必要となっています。



【目指す姿】

将来の都市経営コストを町民と共有し、限りある貴重な財産を未来につながることへ投資し、持続可能なまちを目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
用途地域 ^{※1} 内人口割合	%	80.7	81.0	81.5

※1 用途地域

都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。

【主要施策】

つながる



(1) 土地利用計画の推進

- ①持続可能なまちづくりを推進するため、地域それぞれの特性が活かされた、柔軟で合理的な土地利用を推進します。
- ②官民の連携、協働により魅力ある快適なまちづくりを推進します。
- ③これまで整備した社会資本を活用し、地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

(2) 未利用地の有効活用

- ①町有財産の計画的な保全・貸付・売払を行い、土地利用の利便性を高めるとともに、土地の利活用を図ります。

【みんなの行動目標】

- 周辺環境と景観に配慮した土地利用を図りましょう。
- 歩いて楽しいまちなかにしましょう。

【関連する主な計画】

計画名	計画期間
第2期中標津町都市計画マスタープラン	令和3(2021)年度～令和22(2040)年度
未利用財産利活用基本方針	令和2(2020)年度～

2 景観形成の推進

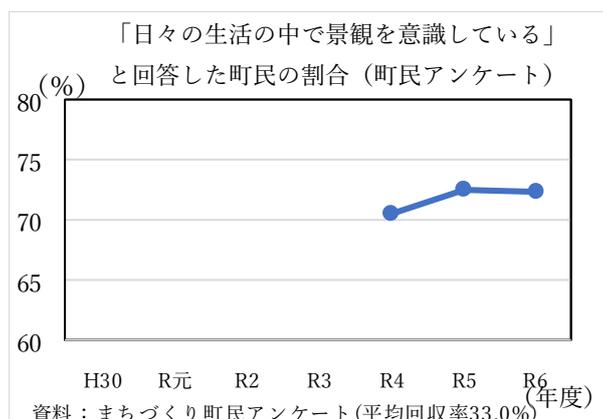
【現状と課題】

本町は、豊かな自然と四季の変化に恵まれ、大規模な酪農を中心として広がる農村部と、緑に囲まれたコンパクトで賑わいのある市街地が形成され、良好な景観資源が豊富にあり、平成8年に制定した中標津町景観条例の理念を継承し、平成29年には景観行政団体^{*1}に移行しました。そして、同年に中標津町景観計画を策定し、町の風土に調和した景観を守り、つくり、育てるまちづくりを推進しています。

景観は、先人たちの開拓の歴史と町民一人ひとりの暮らしや生業など、日々の営みによって形成されています。また、町民と行政との協働による景観まちづくりを推進することにより、訪れる人が魅力を感じるとともに、町民がまちに対する誇りや愛着を持つことにつながり、町民の景観意識の醸成は、まちづくりにおいて重要な要素となっています。

本町は、郊外地における景観への意識は高い一方、市街地の景観については十分に認識されていない現状があり、さらなる意識の醸成を図る必要があります。また、脱炭素社会の実現を目指すための再生可能エネルギー施設と景観との共存に向けては、本町の景観と自然環境を守っていくため「保全と開発」のバランスを念頭に置いた対応が求められています。

今後も、様々な啓発活動をとおして町民の意識の醸成を図るとともに、景観法に基づく景観整備機構設立も含めて検討し、協働による景観形成を推進する必要があります。



【目指す姿】

私たちの日々の生活が中標津町の景観をつくりだしていることを意識できるまちを目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
中標津町の景観は美しいと感じる町民の割合	%	— ※アンケート新規	—	70.0

【主要施策】

つながる



(1) 景観形成の推進

- ①まちに誇りと愛着を持ち、歴史・文化・産業との融和を図りながら、協働の景観まちづくりを推進し意識の醸成を図ります。
- ②社会情勢の変化に対応しながら本町の風土に調和した良好な景観形成を推進します。

【みんなの行動目標】

- 町民・団体・企業・行政による連携で美しいまちづくりを進めましょう。
- 私たちの日々の生活が景観を形成していることを意識しましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
中標津町景観計画	平成 29 (2017) 年度～

※1 景観行政団体 景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のこと。中標津町の景観にあった独自の景観形成基準を設けることができる。

3 道路・交通網の充実

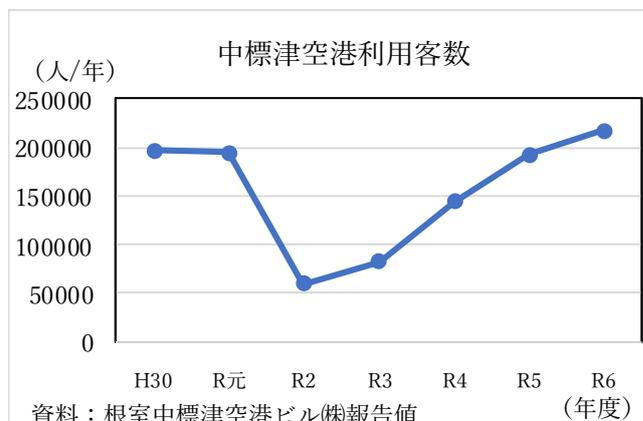
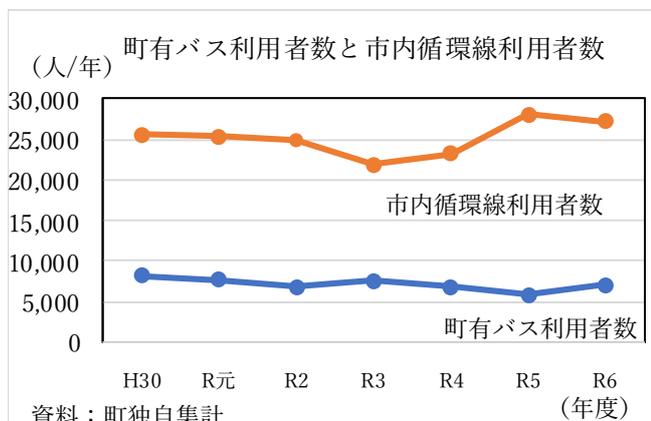
【現状と課題】

道路の整備や維持管理は、町民生活の利便性向上や社会経済活動を支える重要な社会資本であり、本町は、国道 272 号などの高規格道路をはじめとする国道・道道の整備促進に向けて関係機関への要望活動を行うとともに、町道の計画的な整備を進めています。

また、安全な道路交通環境を確保するためには、道路や橋梁に加え、排水路などの道路附属施設の維持管理と、適切な除雪・防雪体制を図る必要があります。近年は、既設道路の老朽化による事故リスクの高まりが懸念されるなど、その対策も重要となっています。

公共交通機関については、町有バスの郡部 3 路線を運行しているほか、民間事業者による市街地循環線と他市町間を結ぶ生活バス路線に対して支援を行っています。人口減少・少子高齢化に伴う利用者数の減少が問題となっていることから、中標津町地域公共交通活性化協議会（法定協議会）が設立され、公共交通の在り方について検討が進められています。少子高齢化社会を見据えた地域交通に向けて、町民にとって利便性が高く、持続可能なバス路線の運行体制の推進が必要です。

中標津空港は、道東の空の玄関口として本町のみならず、地域の経済や医療を支える公共的な役割の大きい空港であり、根室管内の重要な交流拠点です。COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の拡大により落ち込んでいた航空需要は回復基調に転じており、中標津空港でも令和 5 年 10 月に丘珠線が新規就航し利用客数が増加しています。既存空港路線の維持とともに、訪日インバウンドを含めた観光需要の高まりに対応できる新規路線の拡大を実現するため、関係団体との連携により更なる利用促進や利便性の向上に取り組む必要があります。



【目指す姿】

人口減少・少子高齢化社会に対応するとともに、安全・安心な道路環境の確保と、本町の持つ広域的な拠点性を活かした効率的・効果的な地域交通網の確立を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2 年度)	中間実績 (R6 年度)	目標 (R12 年度)
中標津空港搭乗者数	人/年	59,414	217,669	230,000
町道の舗装率	%	60.3	61.1	62.3
町有バス利用者数	人/年	6,814	7,188	8,000
市内循環線利用者数	人/年	24,931	27,229	27,500

【主要施策】

つながる



(1) 高規格道路などの整備促進

①高規格道路の早期整備、及び国道・道道の整備促進に向けて、国・道への要望活動に取り組めます。

(2) 安全な道路環境づくり

①計画的な町道の整備を行うと同時に、既設道路の老朽化対策にも取り組めます。
②安全な道路交通環境を確保するため、道路や橋梁、排水路などの道路付属施設の維持管理と、適切な除雪・防雪体制を図ります。

(3) 効率的な地域交通の推進

①少子高齢化社会を見据えた地域交通に向けて、町民にとって利便性が高く、持続可能なバス路線の運行体制の推進に取り組めます。

(4) 安定した航空路線の維持・活用

①北海道や関連する市町及び関係団体等と連携を取りながら積極的なPR活動とともに、インバウンド需要の高まりから、外国人の誘客など更なる利用促進に向けた航空ネットワークの維持・拡充に取り組めます。

【みんなの行動目標】

○町内の路線バスを積極的に利用しましょう。
○中標津空港を利用しましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
中標津町公共土木施設維持管理基本方針	令和元（2019）年度～
中標津町道路整備5箇年計画	令和6（2024）年度～令和10（2028）年度
地域公共交通計画	令和6（2024）年度～

4 住環境の充実

【現状と課題】

近年、本町の人口は緩やかに減少傾向にあるものの、家族形態の変化や単独世帯の増加により世帯数は増加又は横ばいの状況が続いており、新築住宅の建設をはじめ、中古住宅や賃貸物件の流通など一定水準の住宅需要が存在しています。

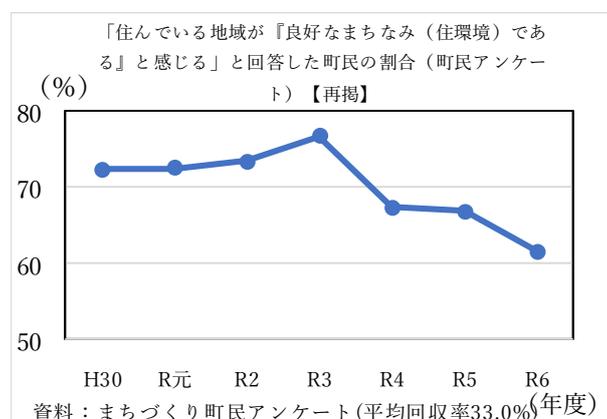
住宅は人々の生活基盤であり、成熟した社会においてはゆとりある空間を活かした住宅地等の形成が大切です。

そのためには、事業者への適切な宅地開発の指導や誘導と、将来に向けた良好な住宅を維持することが望まれます。

また、公営住宅は、住宅に困窮する町民へ低廉な家賃で供給し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としていますが、施設老朽化や人口減少などの課題もあり、適正な管理戸数の検討や、時代に適した新たな公営住宅のあり方の検討が求められています。

さらに、近年は適正に管理されていない空き家・空き地の増加が課題となっており、発生の抑制を図るとともに、既にある空き家・空き地については、その利活用の方法を検討し、官民連携による有効活用を図ることで、良好な住環境の形成に結びつける必要があります。

公園や緑地などのオープンスペースは、人々が休息やレクリエーションを楽しむ場としてだけでなく、景観の向上、住環境の改善、防災機能の強化など、様々な役割を担う重要な施設です。そのため、適切な維持管理を行うことで安全性の向上を図ると同時に、多様な活用に向けた利便性の向上を図る必要があります。



【目指す姿】

多様化するライフスタイルやワークスタイルに対応し、地域に愛着を持って安心・快適に住み続けられるまちを目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
中標津町は住みやすいと感じる町民の割合	%	— ※アンケート新規	—	70.0

【主要施策】



(1) 良好な住宅地の形成

①ゆとりある空間を活かした良好な住宅地となるよう、開発指導や誘導を行います。

(2) 安全・安心な住まいの充実

①公営住宅の適正な管理戸数を見定め、維持保全や整備を推進するとともに、社会情勢の変化に対応した新たな視点での公営住宅のあり方についての検討を行います。
②長期に渡り安心して、快適に暮らせる住環境を維持することができる取り組みを推進します。

(3) 空き家・空き地対策の推進

①所有者への啓発による空き家・空き地の発生予防や利活用の推進など、官民連携による取り組みと、関係法令に基づいた適正な対応を推進します。

(4) 公園・緑地の充実

①公園の安全と利便性を向上させるため、計画的に修繕・改築・更新を行います。
②公園や緑地の地域住民の多様な活用に対応し、快適で安全に利用できるよう、適切な維持管理に努めます。

〔みんなの行動目標〕

- 住環境を整え、心豊かな生活をめざしましょう。
- 緑地・公園施設を大切に使いましょう。
- 工場や商業施設などの緑化を進めましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
中標津町住生活基本計画	平成 30 (2018) 年度～令和 9 (2027) 年度
中標津町公営住宅等長寿命化計画	平成 30 (2018) 年度～令和 9 (2027) 年度
都市公園施設長寿命化計画	令和 3 (2021) 年度～令和 12 (2030) 年度

5 消防・防災・減災の充実

【現状と課題】

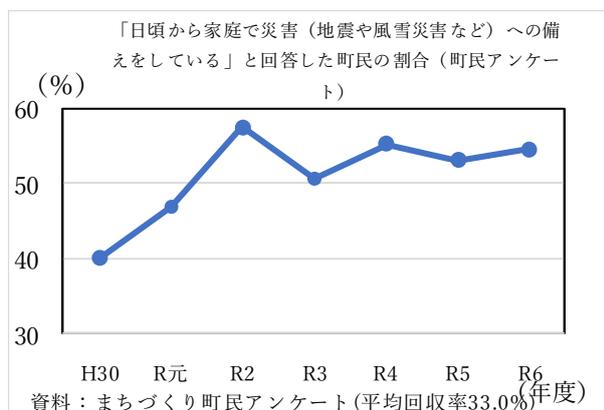
気候変動や町民の暮らしの変化に伴い、災害や事故は多様化・複雑化してきており、千島海溝での大地震が懸念されているなど、町民の生命・財産を守るためにはこれまで以上に消防体制と防災・減災体制の充実が求められています。

消防体制の充実に向けては、消防車両や施設・機械器具等の維持・更新に努めるとともに、消防職員の資質向上と、消防団員の習熟度の向上に努め、災害による被害を最小限に抑えることが必要です。また、消防団員の充足率は概ね90%程度となっており、今後も定数確保に向けた取り組みを進める必要があります。

防災・減災体制の充実に向けては、外国人住民の増加に伴う多言語対応や多様な媒体を活用した災害時の情報伝達機能を強化するとともに、防災備蓄品の整備を進めてきましたが、社会情勢や全国で頻発する災害の検証を踏まえ、効果的な情報伝達手段や備蓄品の範囲を再評価し充実させることが求められています。

また、大規模災害時の対応は、ひとつの自治体では困難であるため、津波の影響がなく空港があるという特性を活かし、沿岸地域の後方支援拠点として機能できるよう、道や周辺自治体との連携を強化する必要があります。

さらに、「自助」「共助」「公助」の効果的な組み合わせが一層重要であり、町民による防災活動が徐々に浸透してきた状況を踏まえ、防災士や地域防災リーダーと協力し、町内会との連携や住民同士や地域間の連携を促進しながら、地域防災力の向上を図る取り組みが必要です。



火災発生件数(件/年)(死者数(人/年))

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
火災発生件数	12	10	17	8	12	10	10
(死者数)	(1)	(0)	(3)	(0)	(1)	(0)	(0)

資料：町独自集計

【目指す姿】

防災・減災、消防力の強化や、迅速な復旧・復興のための総合的な取り組みが強化されるとともに、危機管理に対する町民の意識や地域防災力が高まった、災害などに強いまちを目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
日頃から家庭で災害への備えをしている町民の割合	%	57.4	54.5	70.0
自主防災組織の結成率（組織化率）	%	51.2	74.3	80.0
地域防災リーダー数	人	—	51	70
消防団員数（条例定数130名）	人	115	109	130
火災発生による死者数	人/年	3	0	0

【主要施策】



(1) 消防・救急体制の充実

- ①消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図り習熟度を高めます。
- ②消防体制充実のため、車両・設備・機械器具等の適切な維持管理を行います。
- ③火災に対する町民意識を高めるとともに、違反防火対象物に対して適切な防火指導を行えるよう指導水準向上を図ります。

(2) 防災・減災体制の強化

- ①職員の災害対応・危機管理体制や、計画的な防災備蓄品等の整備・維持管理、必要な避難所の指定・整備を図るなど、防災・減災体制の強化を図ります。
- ②災害時の確実な情報伝達に向け、多言語を含めた様々な手段での情報伝達を図るとともに、地域コミュニティ組織との連絡体制の整備強化を図ります。
- ③平時から災害時要配慮者の避難支援体制を整備するとともに、災害時の人的・物的支援受入について応援・受援側の役割を明確にし、実効性を高めます。
- ④災害予防対策や、災害発生時の状況に即し、計画的に「災害廃棄物」の適正かつ円滑な処理を実施し、有事における町民の安全で安心な生活の確保を図ります。

(3) 地域防災力の向上

- ①防災知識の普及啓発や防災訓練の実施などにより、災害に対する町民意識の高揚を図ります。
- ②地域の自主防災組織結成や防災リーダー養成などを推進するとともに、住宅・建築物耐震化率向上と、家庭内・事業者内備蓄を促進し、自助・共助・公助の有機的な連携による地域防災力の向上を図ります。
- ③地域防災リーダーや防災士等と連携をとりながら、自助・共助の必要性、家庭での備えの重要性を訴え、日頃から家庭で災害への備えをしている町民の割合の向上を図ります。

(4) 治水対策の促進

- ①豪雨による河川の氾濫から町民の生命や財産を守るため、河川の維持管理に取り組み、水害に強いまちづくりを目指します。

【みんなの行動目標】

- 日頃から家庭や地域で災害発生時の行動について話し合しましょう。
- 災害に備え、日頃から防災訓練などに参加しましょう。
- 住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 災害時の情報入手方法を複数持ちましょう。
- まわりに情報入手が苦手な人がいれば、情報共有をしましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
中標津町地域防災計画	—
中標津町国民保護計画	—
中標津町水防計画	—
中標津町耐震改修促進計画	令和 8 (2026) 年度～ ※計画期間協議中
中標津町強靱化計画	令和 8 (2026) 年度～令和 12 (2030) 年度
災害廃棄物処理計画	—

6 安全な生活環境の確保

【現状と課題】

本町の防犯活動は、「安全で住みよいまちづくり推進協議会」が中心となって関係団体と連携し、町民の意識高揚に向けた啓発や広報活動を展開しています。近年の刑法犯の認知件数は減少傾向であり、今後も犯罪から町民を守る防犯活動を推進していく必要があります。

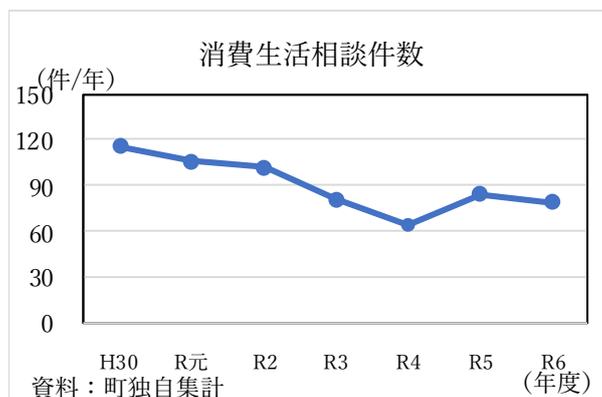
交通安全活動については、通学路でのスクールゾーン標示や、関係機関への交通安全施設の設置要請を行っているほか、町民の交通安全意識の高揚に向けた啓発活動や交通安全教室を実施しています。近年は、高齢者が関わる交通事故が増加していることから、その対策として、関係機関と連携した「高齢者講習」を開催しており、更なる活動の充実を図る必要があります。

また、本町では悪質商法などから町民を守り安心して暮らせるよう、相談窓口の設置や、町消費生活センターと連携して消費生活に関する正しい情報の周知を行っています。しかし、消費生活に関する事案はますます多様化・複雑化してきており、相談窓口の認知も町民の半数程度となっていることから、関係団体との連携強化を図るとともに、相談窓口と啓発活動の充実を図る必要があります。

交通事故発生件数（件/年）（死者数（人/年））

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
交通事故発生件数	6	11	15	13	11	23	21
（死者数）	（0）	（0）	（1）	（1）	（0）	（2）	（0）

資料：町独自集計



【目指す姿】

地域の連携により、犯罪や悪徳商法、交通事故などから町民を守ることのできる、安全で安心な住みよいまちを目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
交通事故発生による死者数	人/年	1	0	0
消費生活相談件数	件/年	102	79	100

【主要施策】

つながる



(1) 防犯対策の充実

①社会を明るくする運動や、関係機関・団体と連携し防犯意識の高揚を図り、犯罪から町民を守る防犯活動を推進します。
 ②防犯灯の省エネルギー化を図るとともに、夜間の犯罪発生への未然防止に向けた計画的な更新を行います。

(2) 交通安全対策の充実

①交通事故防止の啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図ります。
 ②信号機及び標識などの整備については、町内会からの要望を踏まえて公安委員会に要請し整備を進めます。

(3) 消費者対策の推進

①消費生活に関する正しい情報を町民へ周知し意識の高揚を図ります。
 ②町消費生活センターと関係機関の連携により消費者対策を推進するとともに、消費者の被害相談や救済等の相談窓口の充実と、消費生活に関する正しい情報の周知を図ります。

【みんなの行動目標】

- 交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。
- 地域での防犯活動に参加しましょう。
- 消費生活に関する知識の習得に努めましょう。
- 消費生活相談窓口を活用しましょう。

【関連する主な計画】

計画名	計画期間
—	—

7 環境保全の推進

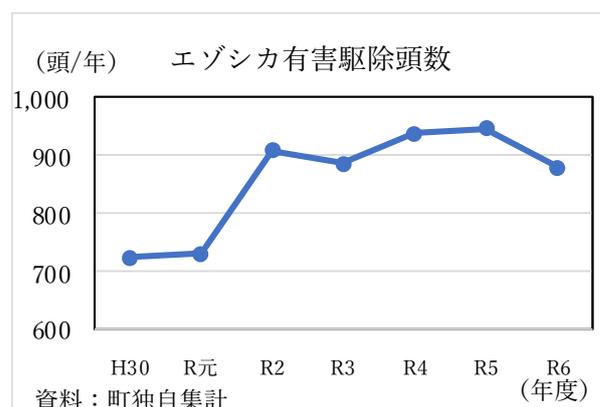
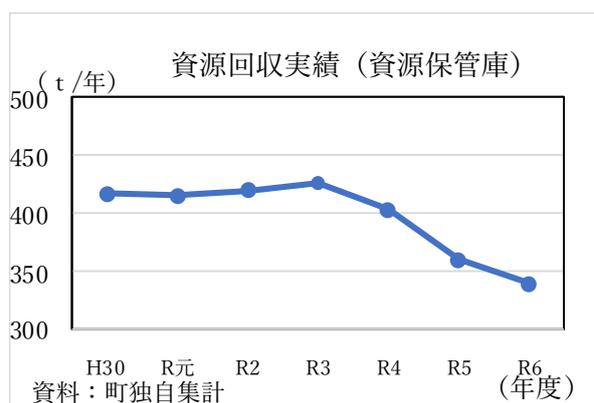
【現状と課題】

自然環境は、すべての生物にとって重要な基盤であり、人々に恵みややすらぎを与えてくれる貴重な存在です。国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこととしており、環境への負荷の低減や地球温暖化の抑制に向けた取り組みは、近年ますますその必要性を増してきています。

本町は、武佐岳をはじめとした山並みや、様々な生態系を維持する標津川などの河川、北海道遺産の格子状防風林など、豊かな自然環境を有しています。

その保全のためには、中標津町環境基本条例に基づく環境保全施策の検討・実施が求められており、生活排水や産業排水、し尿などの適正処理による水質保全や、森林の持つ多面的機能の保全をはじめ、環境保全のために地域でできる持続可能な取り組みを検討し、町民の環境保全意識の高揚や自主的な環境保全活動の促進を図りながら、環境負荷の低減や地球温暖化防止、省エネルギー対策などの取り組みを推進する必要があります。

近年、増加傾向にあるヒグマやカラス、キツネ、エゾシカ、野犬などの野生動物については、農業被害や伝染病により経済基盤への悪影響が懸念されていますが、その対策を進めると同時に生態系の理解や生育環境の保全、適正な個体数管理などを図り、共存に向けた取り組みを推進する必要があります。



【目指す姿】

持続可能な社会に向けて地域でできる環境保全の取り組みを推進し、地球環境の保全をはじめ快適な生活環境づくりやまちの魅力向上を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
公共施設温室効果ガス排出量	kg-CO ₂	—	—	8,491.4
エゾシカ有害駆除頭数	頭/年	909	880	1,200

【主要施策】



(1) 環境保全推進体制の確立

①環境審議会において本町の取り組みを検討するとともに、推進体制を確立し、町に適した環境保全を推進します。

②各種啓発活動などにより、町民の環境保全意識の醸成を図ります。

③各種法令などに基づく、公害対策を実施します。

(2) 水と緑の保全

①し尿などの生活排水や産業排水による河川への環境負荷の低減を図ります。

②森林の持つ多面的機能が発揮できるよう森林の再生と保全を図るとともに、カーボンオフセットの考え方に基づいた森林保全活動を推進します。

(3) 野生動植物の保全

①野生動植物との共存に向け、経済基盤への影響や生態系を理解し、その生育環境の保全などを図ります。

②野生鳥獣の適正な個体数管理に取り組むとともに、人的被害の防止と農業被害の抑制に努めます。

③狂犬病予防法に基づく予防注射と畜犬登録を徹底し、安全安心な生活環境づくりに取り組み、集合注射の実施や周知を図ります。また、野犬・畜犬等の対策強化に取り組みます。

(4) 地球温暖化防止対策の推進

①各種啓発活動などにより、町民や事業者の地球温暖化防止の意識の醸成を図ります。

②温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを推進します。

【みんなの行動目標】

○省資源・省エネルギー、環境への負荷の少ない生活に取り組みましょう。

○河川・道路の清掃活動など、各地区・団体で取り組む環境美化活動を進めましょう。

○キツネやカラスなどに餌付けをしないようにしましょう。

【関連する主な計画】

計画名	計画期間
中標津町環境基本計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
中標津町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	令和4(2022)年度～令和8(2026)年度
中標津町鳥獣被害防止計画	令和7(2025)年度～令和9(2027)年度

8 衛生環境の充実

【現状と課題】

社会が持続可能な環境を維持していくためには、環境負荷を低減し、資源を無駄なく利用していくことが重要です。

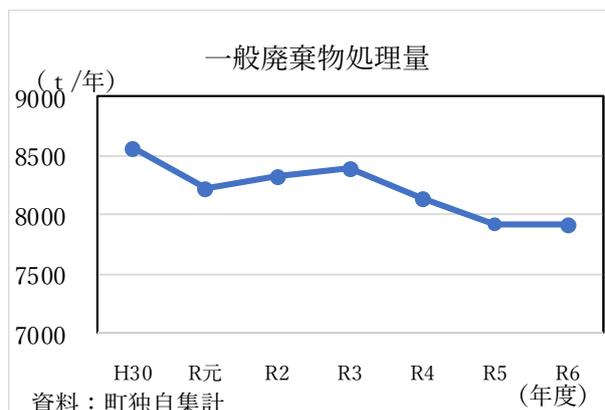
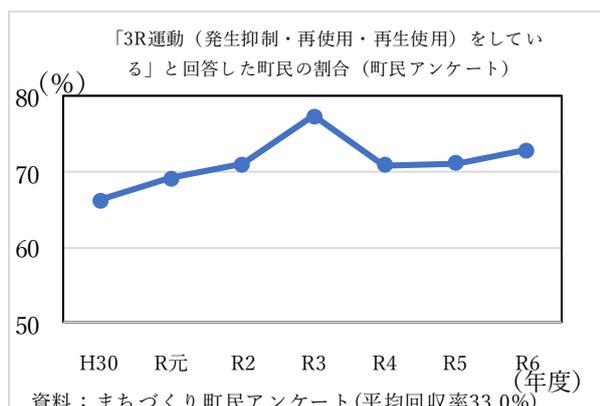
本町は、ごみを減らす（リデュース）、再使用する（リユース）、再資源化する（リサイクル）「3R運動」の取り組みを推進しており、徐々にその活動は町民に浸透しつつあります。

また、不法投棄対策に対しては根室管内共同の「ねむろ自然の番人宣言」及び中標津町きれいな街にする条例に基づき、関係機関との連携による巡回実施などを行い、その抑止力を高めています。

今後も継続して町民意識の啓発に努めるとともに、ごみの適正処理に向けた環境整備を進める必要があります。

白樺斎場は、平成27年度から新施設を供用開始しましたが、今後も広域的な運用や利用者の気持ちに配慮した施設運営を継続し、適切な管理運営を図る必要があります。

また、墓地については、近年、墓じまい等をする人が増加し、墓地に対する需要が減ってきていることから、町民ニーズを踏まえ令和5年度に合葬墓が整備されました。引き続き適切な運営と周知を図る必要があります。



【目指す姿】

3R運動の推進による循環型社会の形成と、不法投棄抑制や墓地・斎場管理による衛生環境の充実に努め、清潔で住みよいまちを目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
一般廃棄物処理量	t/年	8,325	7,912	7,160
資源物処理量	t/年	1,132	993	1,144

【主要施策】

つながる



(1) 循環型社会の形成

- ①ごみの減量化や適正処理及び資源物の分別徹底などによるリサイクルを推進します。
- ②警察や町内会等と連携した不法投棄対策や巡視パトロール等を実施し、不法投棄への抑止力を高めます。

(2) 斎場運営と墓地管理

- ①白樺斎場の利用しやすさに配慮した施設運営に努めます。
- ②墓地の維持管理に努めるとともに、町民ニーズを踏まえて建設された合葬墓の適切な運営と周知を図ります。

【みんなの行動目標】

- リサイクルの推進、生ごみの堆肥化などごみの減量化に取り組みましょう。
- 不法投棄の防止に向け、環境美化に努めましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
—	—

9 上・下水道の充実

【現状と課題】

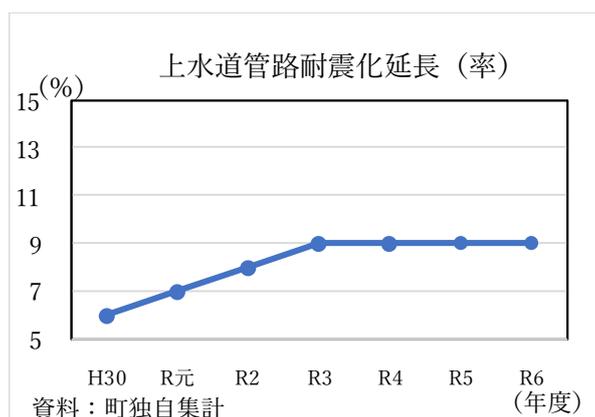
水道は「安全・安心な水道水の供給」、下水道は「快適で衛生的な生活環境への貢献」を使命として掲げている重要なライフラインです。公衆衛生の向上と生活環境の改善に加え、基幹産業である農業や地域内の経済産業活動の活性化においても重要な役割を担っています。

本町では、水道事業、簡易水道事業、下水道事業の3事業を運営しており、施設・管路の維持管理や更新・整備を計画的に実施し、耐震化・老朽化対策を進めています。水道事業では、大規模災害時のライフラインの拠点として、上水道低区配水池の更新を行い、施設の耐震化を推進しています。

また、下水道事業では、根室北部衛生組合し尿処理浄化センターの老朽化に伴い、今後の処理方法については、広域化・共同化の一環として、関係自治体や関係団体と連携を図り、し尿受入施設を計画的に整備・運用し、下水との共同処理を推進するため、適切に対応する必要があります。

しかし、近年の物価高騰等の影響による費用の増加や、人口減少等による収入の減少により、非常に厳しい経営状況の中にあり、経営基盤の強化を図る必要があります。

令和5年度には、簡易水道事業と下水道事業において、水道事業と同様に地方公営企業法を適用した「公営企業会計」へ移行したことから、「見える化」された経営・資産状況により、適正な料金設定を含めた検討を進め、持続可能な事業運営を目指してまいります。



【目指す姿】

安定したライフラインの確保のため上下水道施設の耐震化を進めるとともに、持続可能な事業運営に向け健全経営を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
上水道管路耐震化延長（率）	%	8	9	13
配水池耐震化率	%	40	86	100
終末処理場電力消費率※	%	100	91	88

※令和2年度を100%とした指数

【主要施策】

つながる

町民・団体・企業・行政の協働

関係人口・交流人口の拡大

横断的連携の強化

広域連携の強化

1

2

3

4

(1) 安全・安心な水道水の供給

- ①安全確実な浄水施設の維持管理と水質管理を実施します。
- ②水道の有収率確保のため水道管路の漏水調査を行うほか、上水道施設の維持管理の効率化に向けた電子化などに取り組みます。
- ③計画的かつ効率的で災害に強い施設の更新・再整備を行います。

(2) 下水の集合処理の推進

- ①終末処理場の負担軽減や環境負荷の低減のための整備を行います。
- ②下水道施設の維持管理の効率化に向けた電子化などに取り組みます。
- ③計画的かつ効率的で災害に強い施設の更新・再整備を行います。
- ④し尿の広域処理、及び下水との共同処理に向けた受入施設について、関係自治体や関係団体と連携を図り計画的に整備します。

(3) サービスの向上

- ①料金・使用料・負担金等の納入方法や諸手続きの改善など、新たなサービスを含めたサービスの向上を図ります。

(4) 経営基盤の強化と効率的な事業経営

- ①持続可能な事業経営を行い、経営状況の見える化のほか、適正な料金設定や健全財政の推進を図ります。

【みんなの行動目標】

- 節水に努め、水資源の維持に取り組みましょう。
- 下水道整備区域では、下水道への接続に努めましょう。

【関連する主な計画】

計画名	計画期間
水道事業基本計画	令和 6 (2024) 年度～令和 15 (2033) 年度
水道ビジョン	令和 7 (2025) 年度～令和 16 (2034) 年度
下水道事業計画	令和 8 (2026) 年度～令和 12 (2030) 年度
下水道中期ビジョン	令和 7 (2025) 年度～令和 16 (2034) 年度
水道事業経営戦略	令和 7 (2025) 年度～令和 16 (2034) 年度
簡易水道事業経営戦略	令和 7 (2025) 年度～令和 16 (2034) 年度
下水道事業経営戦略	令和 7 (2025) 年度～令和 16 (2034) 年度

空白頁

第5章

郷土愛あふれるまちづくり

1 学校教育の充実

【現状と課題】

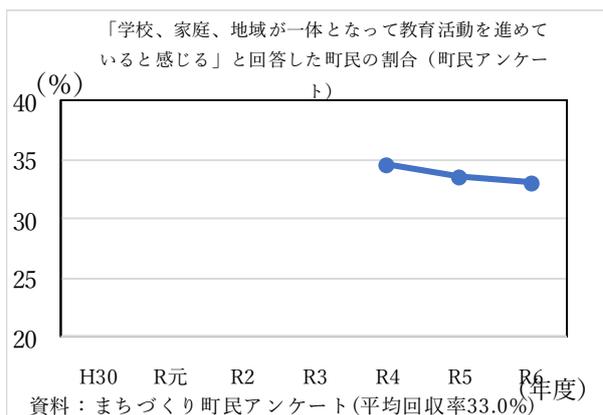
国際化や情報化など、児童生徒が急激な変化を続ける社会を生き抜いていくためには、知識や技能の習得に加え、それらを活用できる思考力、判断力、表現力を身に付け、学びに向かう力や人間性を育てることが重要です。

本町では、児童生徒の義務教育9年間を通した継続的な教育活動のため、町内全校で小中一貫教育を推進しており、生徒指導や相談体制の充実と合わせて、学力向上と心身の健全育成を図っています。また、地域との関わりを重視した教育を進め、学校、家庭、地域が一体となった地域の総合力による教育活動を推進しています。

今後も、関係機関と連携しながら教育活動の充実に努めるとともに、町の良さや特性を生かした教育により、より一層地域に根差した教育を推進していく必要があります。

同時に、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設や学習環境の整備に取り組む必要があります。

町立中標津農業高等学校については、農業で地域とつながる特色ある学校を目指して「食」を中心とした学校の魅力向上を図っており、今後も継続して、地域住民や地元企業等との連携により、学校の魅力を高めていく必要があります。



町立中標津農業高等学校生徒数（人/年）

※各年度4月時点

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
71	100	113	133	128	118	105

資料：町独自集計

【目指す姿】

子どもたちが安心して充実した学校生活を送りながら、学校、家庭、地域が一体となった教育活動により「生きる力」を育むことを目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
学校、家庭、地域が一体となって教育活動を進めていると感じている町民の割合	%	—	33.1	50

【主要施策】

つながる



(1) 幼児教育の充実

- ①幼児教育体制の充実を図ります。

(2) 学力向上・健全育成の推進

- ①町内全校で小中一貫教育を核とした学校間連携の推進に努めます。
- ②子どもたちの学力向上のため、学習意欲を高めるとともに教職員の指導力向上を図ります。
- ③障がいのある子どもの教育的ニーズに応える、特別支援教育の充実を努めます。
- ④1人1台の情報機器端末を活用した子どもたちの「個別最適な学び^{*1}」と「協働的な学び^{*2}」を推進するとともに、高度情報化社会に対応するため発達段階に応じた情報活用能力の育成を図ります。
- ⑤様々な分野でグローバル化が進展する中、外国語でのコミュニケーション能力の育成を目指し、外国語教育を推進します。
- ⑥子どもたちの心身の健全育成に向けた教育と、生徒指導や相談体制の充実を図ります。
- ⑦教職員の指導力・教育力向上及び地域の教育力向上に向けた教育関係団体への支援を行います。

(3) 地域との連携強化

- ①学校運営協議会と地域学校協働活動の連携など、保護者や地域住民の学校運営への参画を促進し、地域の総合力による教育活動を推進します。
- ②地域の歴史・文化や商工業、農業などの産業を学ぶ機会を拡充し、町の良さや特性を生かした郷土愛を深める教育を推進します。
- ③子どもたちの望ましい成長を図るため、子どもたちが将来にわたって文化・スポーツ活動に継続して親しむ機会を確保し、持続可能な体制構築に向け、学校や地域の多様な団体との連携強化を推進します。

(4) 教育環境の充実と学校規模の適正化

- ①子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、総合的・長期的な視点で学校教育系施設の整備・維持管理・必要な機能向上や学習環境の整備に取り組むとともに、少子化を踏まえた適正な学校規模の検討を進めます。
- ②学校給食センターの施設整備及び運営体制などについて検討を行うとともに、地場製品の活用を含めた学校給食の充実を図ります。
- ③教育の機会均等を図るため、経済的負担軽減のための支援を行います。

(5) 町立中標津農業高等学校の充実

- ①地場産品等を活用し、地域との連携による「食」を中心とした学校・地域の魅力向上を図ります。
- ②生徒数の安定確保を目指し就学環境支援の効率的・効果的な見直しを定期的に行います。
- ③ICTや専門教科を活用した地域社会の持続可能な発展に貢献できる人材教育を推進します。

つながる

町民・団体・企業・行政の協働

1

関係人口・交流人口の拡大

2

横断的連携の強化

3

広域連携の強化

4

〔みんなの行動目標〕

- 基本的な生活習慣や家庭での教育に力をいれましょう。
- 保護者会やPTA活動などへ積極的に参加しましょう。
- これまで培ってきた人生経験や専門性を生かし、子どもたちの学習活動を支援しましょう。
- 子どもの犯罪被害や事故などの防止に向けて、地域で子どもを見守りましょう。
- 地域活動などに積極的に参加し、子どもたちと関わりあいましょう。
- 社会ルールを守り、子どもの模範となりましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
中標津町学校施設長寿命化計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

※1 個別最適な学び 児童生徒一人ひとりの特性や学習進度、興味関心に合わせて最適な学習方法や教材を提供し、個々の可能性を最大限に引き出すことを目指す教育方法。

※2 協働的な学び 子どもたちが他者と協力し合いながら、共に学びを深めていく学習形態で、探究的な学習や体験活動などを通じて、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育成する教育方法。

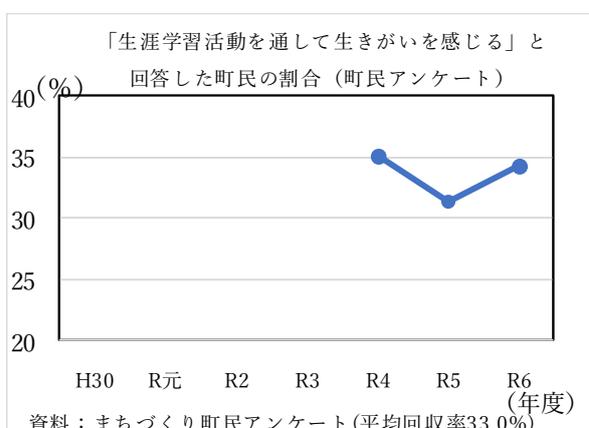
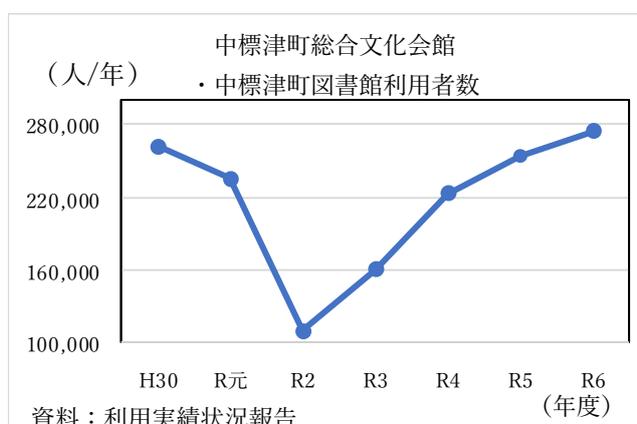
2 生涯学習の推進

【現状と課題】

生涯学習^{*}は、日常の生活課題や地域での課題、社会の変化に伴う課題などの解決に必要な知識や技術を身に付け、生きがいを持って暮らす上で重要な役割を担っています。

生涯学習の普及のためには、学習・体験・交流機会の提供と適切な情報提供が必要であり、また、学習成果を地域社会に還元できるような機会づくりや動機づくりも重要となっています。

そのためにも、社会教育活動や家庭教育活動を行う団体や個人の活動を後押しするとともに、活動の拠点となる施設の運営充実を図り、多くの方に利用していただくことが必要です。特に老朽化が進んでいる郷土館や文化財の利活用を含めた関連施設のあり方をはじめ、その他関係施設の計画的な改修・整備の方針を検討する必要があります。



【目指す姿】

町民が生涯にわたって学習するため、「場所」「機会」の提供及び様々な生涯学習情報が町民にいきわたるシステムの構築を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
らいふまっぷ・社会教育施設ホームページの町民満足度	%	—	26.1	50.0
生涯学習活動を通して生きがいを感じる町民の割合	%	—	34.3	40.0
中標津町総合文化会館・中標津町図書館の利用者数	人/年	109,501	274,578	300,000

^{*}生涯学習 一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味。

【主要施策】

つながる



(1) 生涯学習活動の普及促進

- ①生涯学習講座の実施や各種情報媒体などによる情報提供を進め、生涯学習社会における様々な形態の学習機会の提供を図ります。
- ②社会教育活動及び家庭教育活動推進のため関係団体を支援するとともに、児童生徒の遠征の支援を行います。

(2) 生涯学習環境の充実

- ①社会教育施設（総合文化会館など）の運営充実を図るとともに、老朽化の見られる施設の修繕・改修を計画的に行い、利用の促進と拡大を図ります。
- ②郷土館や関連施設の利活用を含めたあり方を検討するとともに、関係施設の計画的な改修・整備を行います。

〔みんなの行動目標〕

- 社会教育施設（総合文化会館など）を積極的に活用しましょう。
- 趣味や家庭学習の機会などを積極的に広げましょう。
- 生涯学習活動の成果をまちづくり活動に生かしましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
中標津町生涯学習推進計画	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
中標津町文化財保存活用地域計画	令和6（2024）年度～令和15（2033）年度

3 スポーツの振興

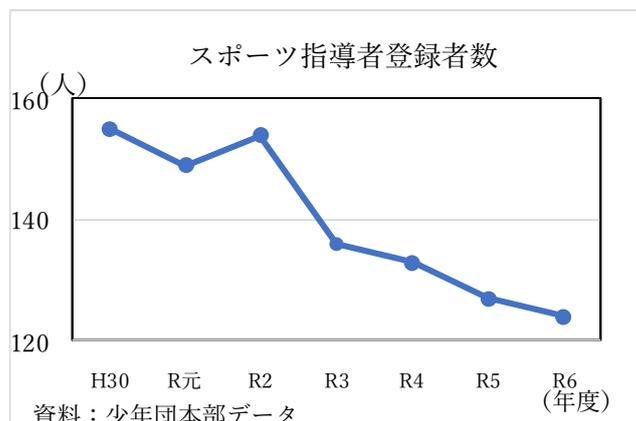
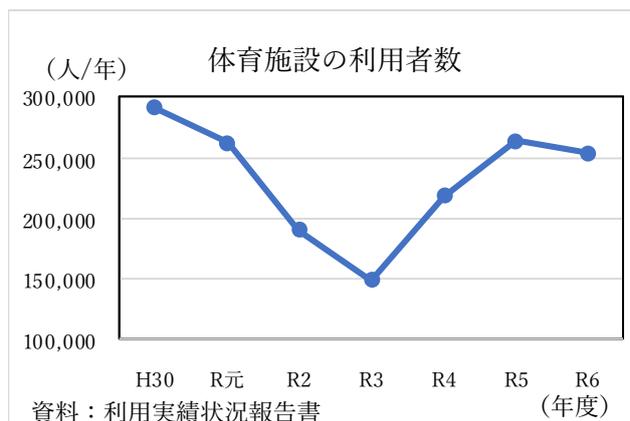
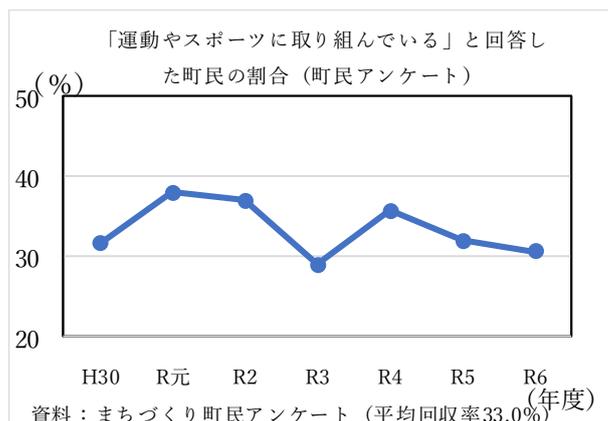
【現状と課題】

町民一人ひとりが健康で充実した毎日を送るためには、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりが重要です。

平成 28 年に供用開始した総合体育館をはじめとする町内各スポーツ施設では、スポーツ活動や健康づくりの拠点施設として様々な行事や大会が行われており、その内容や施設の運営体制の充実を図ることで、町民の参加促進につなげる必要があります。

同時に、スポーツ活動に取り組む町民や団体の活動を後押しするとともに、様々な媒体を通して広報・啓発活動に取り組み、町民のスポーツ・健康づくり意識の醸成を図ることも必要です。

また、加速する人口減少・少子高齢化社会においては、今後ますます、町外の人と関わり、呼び込むことが重要となっていることから、スポーツ合宿のさらなる誘致をはじめ様々な大会・イベントを通じた交流人口・関係人口拡大の取り組みを推進し、本町の知名度や競技力・指導力の向上、スポーツを通じた交流促進を図る必要があります。



【目指す姿】

町民のライフステージに応じたスポーツ活動の「場所」と「機会」の提供及び健康増進のために必要な情報提供や指導者の人材確保・育成を目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
運動やスポーツに取り組んでいる町民の割合	%	37.1	30.7	50
体育施設の利用者数	人/年	190,485	254,309	300,000
スポーツ指導者登録数（累計）	人	154	124	150

【主要施策】

つながる

町長・団体・企業・行政の協働

関係人口・交流人口の拡大

横断的連携の強化

広域連携の強化

1

2

3

4

(1) スポーツ活動の普及促進

- ①スポーツを通じた体力増進・健康増進に関する広報・啓発活動を推進し、町民のスポーツ・健康づくりの意識高揚に努めます。
- ②各種スポーツ行事・大会、スポーツ教室等の内容充実及び運営体制充実を図り、参加促進に努めます。
- ③スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図るとともに、スポーツ団体への支援を行います。

(2) スポーツ環境の充実

- ①老朽化の進んだスポーツ施設の修繕・改修を計画的に行うとともに、利用促進と有効活用を努めます。

(3) スポーツによる交流促進

- ①スポーツ合宿や大会誘致支援、スポーツイベントの開催等により交流・関係人口の増加を図ります。

【みんなの行動目標】

- 年齢・体力に応じた、定期的なスポーツをしましょう。
- イベントや各種スポーツ大会へ積極的に参加しましょう。

【関連する主な計画】

計画名	計画期間
中標津町スポーツ振興計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

4 地域文化の振興

【現状と課題】

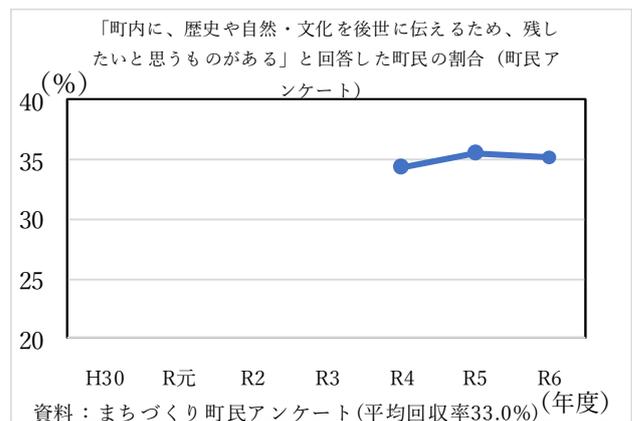
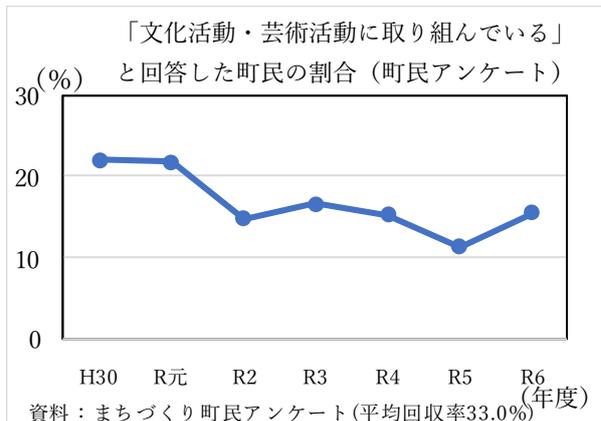
文化・芸術に触れ、創作し、表現する機会を増やすことは、人々の創造性と表現力を高めるとともに、深い感動や喜びを通して、心の豊かな活力のある地域社会の形成に重要な役割を果たします。

また、本町の歴史や文化・自然を理解することは、ふるさとを愛し、誇りに思う気持ちや、伝統を尊重する心を育むことにつながります。

本町は、総合文化会館を中心に、多様な文化・芸術を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の充実に努めるとともに、文化・芸術活動を行う町民や団体の活動を後押しするなど、文化・芸術活動の普及促進を図っています。

今後も、文化・芸術に触れる機会や質の向上を図っていく必要があります。

また、先人たちの苦勞と成功体験を物語る文化的景観や建造物などの有形・無形の文化財は、後世に町の歴史や文化を伝える遺産として、その活用の方法と適切な保存が求められています。今後、町民の文化財保護意識の醸成を図るとともに、関係機関と連携しながら地域に遺る文化財の保存と積極的な活用により、町民が文化財に親しむ機会の充実に向けて、文化遺産を活かしたまちづくりを進める必要があります。



【目指す姿】

文化・芸術活動を実践する町民が増え、その技術や知識が次世代に継承されるとともに、多くの町民が行政や関係団体と連携し、文化財の保存・活用に携わることを目指します。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R2年度)	中間実績 (R6年度)	目標 (R12年度)
文化・芸術活動に取り組んでいる町民の割合	%	14.8	15.5	25.0
町内に、歴史や自然・文化を後世に伝えるため、残したいと思うものがある町民の割合	%	—	35.2	50.0

【主要施策】

つながる



(1) 文化・芸術活動の普及促進

- ①文化の継承や、次世代の担い手を発掘し、指導者としての育成・確保を図るとともに、文化団体への支援を行います。
- ②文化芸術施設の運営体制の充実を支援し、文化行事の企画・開催及び内容の充実を図ります。
- ③多様な文化・芸術を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(2) 文化・芸術環境の充実

- ①老朽化の見られる施設の修繕・改修を計画的に行い、利用の促進と拡大、有効活用を図ります。

(3) 文化・芸術による交流促進

- ①コンサート、各種講演会等の開催を通して交流・関係人口の増加を図ります。

(4) 文化財の保護と活用

- ①文化財保護推進と啓発を行うとともに、適切な保存・活用を行うための方針に基づき、関係機関と連携しながら地域振興や観光振興を見据えた文化遺産を活かしたまちづくりを推進します。

〔みんなの行動目標〕

- 文化・芸術活動に積極的に参加しましょう。
- わが町の歴史を学び、地域文化を伝承しましょう。
- 町の財産である文化財の保存・保護に協力しましょう。

〔関連する主な計画〕

計画名	計画期間
中標津町生涯学習推進計画	令和3(2021)年度～令和12(2030)年度
中標津町文化財保存活用地域計画	令和6(2024)年度～令和15(2033)年度

第7期中標津町総合計画後期基本計画の施策項目と関連するSDGsの目標

施策項目	関係するSDGsの目標																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1-1 協働のまちづくりの推進																●	●
1-2 国際化・地域間交流の促進										●						●	●
1-3 北方領土対策の推進																●	●
1-4 人権の尊重と男女共同参画社会の形成				●	●												●
1-5 安定した行政経営の推進											●					●	●
1-6 情報化の推進									●								●
2-1 子育て支援の充実	●		●													●	●
2-2 高齢者福祉の充実			●								●						●
2-3 障がい者福祉の充実	●		●	●							●						●
2-4 地域福祉の充実			●								●						●
2-5 健康づくりの推進		●	●	●													●
2-6 地域医療の充実			●								●						●
2-7 社会保障の充実			●							●							●
3-1 農業の振興		●						●	●				●	●	●		●
3-2 林業の振興								●	●				●	●	●		●
3-3 商工業の振興								●	●		●	●					●
3-4 観光の振興								●	●		●						●
3-5 6次産業化の推進								●	●								●
3-6 雇用対策の推進	●							●	●								●
4-1 計画的な土地利用の推進						●	●		●		●		●				●
4-2 景観形成の推進				●			●				●						●
4-3 道路・交通網の充実									●		●						●
4-4 住環境の充実											●						●
4-5 消防・防災・減災の充実				●							●				●		●
4-6 安全な生活環境の確保			●								●					●	●
4-7 環境保全の推進							●						●	●	●		●
4-8 衛生環境の充実											●	●	●				●
4-9 上・下水道の充実						●					●			●			●
5-1 学校教育の充実	●		●	●													●
5-2 生涯学習の推進				●													●
5-3 スポーツの振興			●	●							●						●
5-4 地域文化の振興				●							●						●

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

